

四條畷市子ども・子育て支援事業計画 【案】



四條畷市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	本計画と四條畷市子ども基本条例	3
4	計画の期間	3

第2章 基本理念と施策の体系

1	子育て支援環境づくりの理念	4
2	基本的な視点	4
3	基本目標	5
4	施策の体系	7

第3章 子ども・子育てを取り巻く状況

1	社会的な状況	8
2	教育・保育の状況	12
3	アンケートから見られる現状	13
4	地域子ども・子育て支援事業	25
5	子どもプラン後期計画の評価	26
6	課題のまとめ	27

第4章 整備目標量の推計

1	将来推計人口	28
2	圏域の設定	29

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1	幼児期の学校教育・保育の見込みと確保内容・実施時期	30
2	地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期	33
3	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	46

第6章 施策の推進方策

1	すべての親と子の育ちと学びを応援する環境の整備	47
	(1) すべての子育て家庭への支援	47
	(2) 就学前保育の充実	50
	(3) 情報提供と相談体制の充実	52
	(4) 次代を担う親の育成	53
	(5) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備	54
2	子どもの権利擁護の推進	55
	(1) 児童への権利侵害対策の充実	55
	(2) 障がいのある子どもの施策の充実	56
	(3) ひとり親家庭などの自立支援	58
3	母と子どもの健康の確保と増進	62
	(1) 健診等と連携した子育て支援	62
	(2) 子どもや母親の健康の確保	63
4	家庭と仕事の両立の支援	64
	(1) 男女共同参画への意識づくり	64
	(2) 就業環境改善への働きかけ	65
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	66
5	子どもが安心・安全にらせるまちづくり	67
	(1) 安心して外出できる環境の整備	67
	(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	67
	(3) すこししやすい保育・教育環境の確保	68

第7章 計画の推進体制

1	行政機関の連携	69
2	市民や地域との連携	69
3	計画の進行管理	70

1 計画策定の背景と目的

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれることから、次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体および事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

しかしながら、現在子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にいくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、を目指しています。

そして、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことを義務づけられています。

そこで、本計画は、こうした背景を踏まえ、次世代育成支援行動計画の実施評価や子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、「子どもにとっての最善の利益」を確保できるよう、特に幼児期の学校教育・保育を提供する体制を確保する計画を策定するとともに、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する計画を策定するものです。



なお、あわせて四條畷市総合計画に掲げられている「すべての親と子の育ちと学びへの応援」の実現に向け、四條畷市における子育ての支援、母性ならびに乳児および幼児の健康の維持増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅および良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の子ども・子育て支援対策の実施に関する計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、四條畷市の独自性を踏まえながら、四條畷市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

また、四條畷市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画として策定します。「四條畷市地域福祉計画」「四條畷市障がい者長期計画」「四條畷市男女共同参画推進計画」などの諸計画との整合および連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

なお、この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

3 本計画と四條畷市子ども基本条例

1989年「子どもの権利条約」が国連総会で採択され、1994年には日本でもこの条約を批准しています。

本市は、これまで権利の主体は子どもたちにあるといった「子どもの権利条約」の趣旨を踏まえ、一人ひとりをかけがえのない存在として、人としての尊厳を重んじて関わることを大切にしながら人権保育・人権教育の取り組みを進めてきました。

平成27年度から新たに始まる子ども・子育て支援新制度の施行に伴う本計画の策定にあたり、子どもの権利条約の批准から20年目という節目を機に、すべての子どもがその人権を侵害されることなくその子らしく幸せに生きられることを目指し、子どもの最善の利益を尊重することを謳った「四條畷市子ども基本条例」を制定するとともに、本計画においても「四條畷市子ども基本条例」の理念や考えを踏まえ、子どもの権利を守る取り組みを進めていきます。

4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定	→			→	
			計画の見直し	→	

1 子育て支援環境づくりの理念

本計画では、「なわて子どもプラン（四條畷市次世代育成支援地域後期行動計画）」の基本理念を継承するとともに、国が示す子ども・子育て支援の意義や四條畷市子ども・子育て会議、子ども・子育て支援アンケート調査の結果を踏まえ、四條畷市のめざす将来像として、次のように基本理念を定めます。



子どもたち一人ひとりの個性を尊重し
可能性を育むまちづくり（仮）

2 基本的な視点

（1）子どもの視点に立った支援

四條畷市で育つ子どもが家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていけるよう、子どもの視点に立ち、乳幼児期 の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

（2）切れ目のない支援

すべての家庭及び子どもに対して、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくため、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を進めます。

(3) 地域社会全体による支援

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

3 基本目標

基本目標 1 すべての親と子の育ちと学びを応援する環境の整備

子どもの育成について第一義的責任を負うのは、親であり、親は愛情あふれる温かいふれあいやしつけなどを通して、子どもの好ましい道徳性や生活態度を養い、人としての生き方を伝えていかなければならない責任があります。近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、勤務形態も多様化しており、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。

子ども・親を取りまく学校・幼稚園・保育所その他の施設等に従事する教職員、そして地域の人たちを含めたすべての大人が、子どもが健やかに育っていけるよう、それぞれの立場で最善のかかわりができるようにしていくことが必要です。

基本目標 2 子どもの権利擁護の推進

障がいのある子どもやその保護者からは、福祉・教育分野などの行政というそれぞれの立場からの支援ではなく、その子の一生を見据え、その子を中心に据えた一貫した支援ができるようなシステムづくりが、強く求められています。

また、非行、不登校、いじめ、虐待など、子どもにはさまざまな深刻な問題が発生しています。このような状況に対処するために、各関係団体が連携して迅速で適切な支援ができるように体制を整備して行きます。

基本目標 3 母と子どもの健康の確保と増進

安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えるためには、妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期を通じた母子の健康の確保と、必要時に診てもらえる小児医療体制が重要です。

安心して健やかな子どもを産み育てることができるように、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるよう支援します。

基本目標 4 家庭と仕事の両立の支援

仕事と子育ての両立を支援するためには、保育サービスの充実を進めるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する取り組みを推進し、その背景にある固定的な性別役割分担意識の改革が必要です。

また、子育て中の母親が、育児への深刻な悩みや閉塞感で行き詰まってしまう背景には、仕事が生活の中心となりがちな夫への配慮から一人で子育てを担わざるを得ないことや、長時間子どもと二人きりの生活を強いられてしまうことにも原因があると考えられます。

このような状況を改善するためには、職場優先の意識を改め「働き方の見直し」により、すべての労働者が仕事時間と生活時間のとれる多様な働き方を選択できるように働きかけていきます。

基本目標 5 子どもが安心・安全にくらせるまちづくり

少子・高齢化の急速な進展、本格的な成熟社会の到来など、社会情勢が大きく変化する中で、市民の協働と参画による、だれもが安心して子育てができる社会環境づくりが求められています。

子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、親子が安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

また、交通安全対策や道路整備、防犯対策などにおいても、子どもと子育て中の親が安心して日常生活を送ったり外出したりできるようにするための、子育て支援に向けた環境整備を進めていきます。

4 施策の体系



☆印は、国が地方自治体に求める「子ども・子育て支援事業計画」

1 社会的な状況

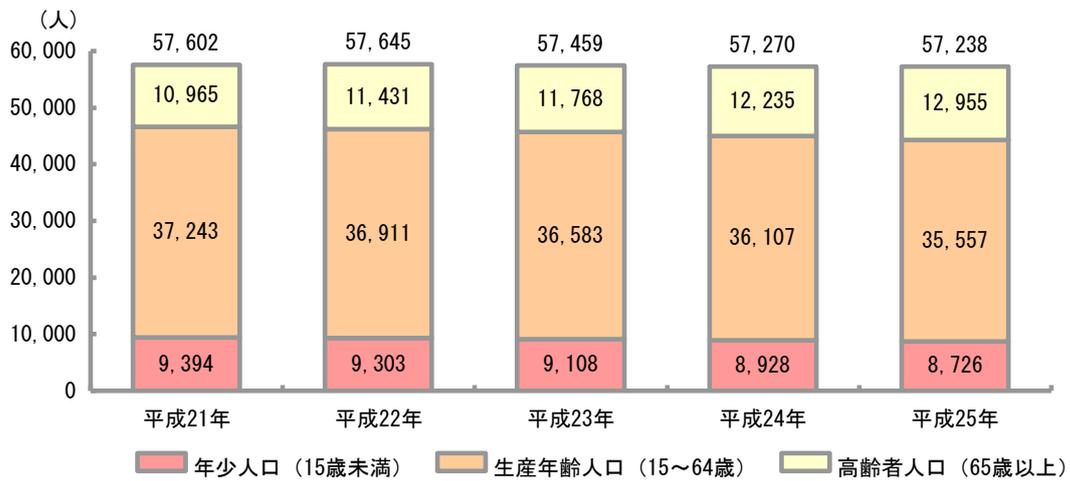
(1) 人口のまとめ

① 人口の推移

四條畷市の総人口は、平成22年以降減少しており、平成25年3月末日現在で57,238人となっています。



【 人口の推移 】

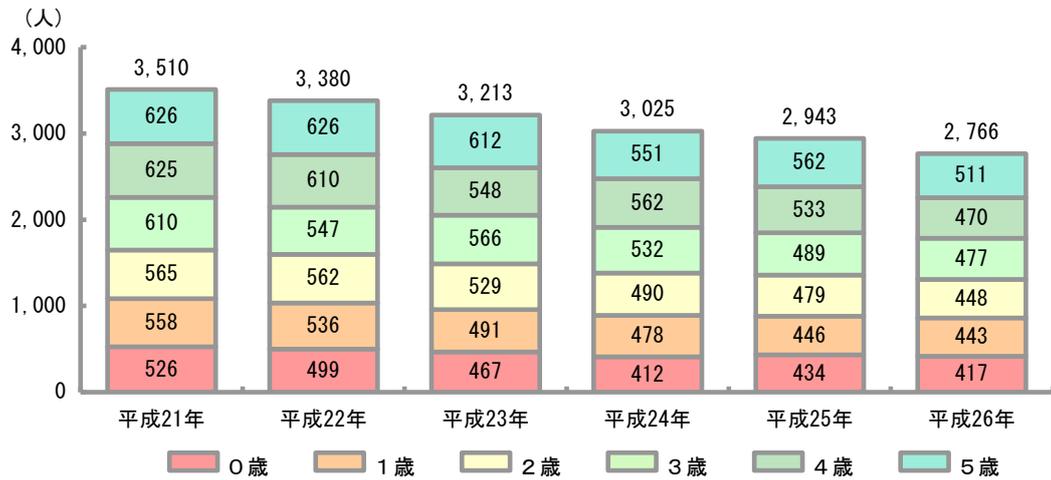


資料：住民基本台帳および外国人登録人口（各年3月末日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

四條畷市の年齢別就学前児童数は、減少しており、平成26年3月末日現在で2,766人となっています。

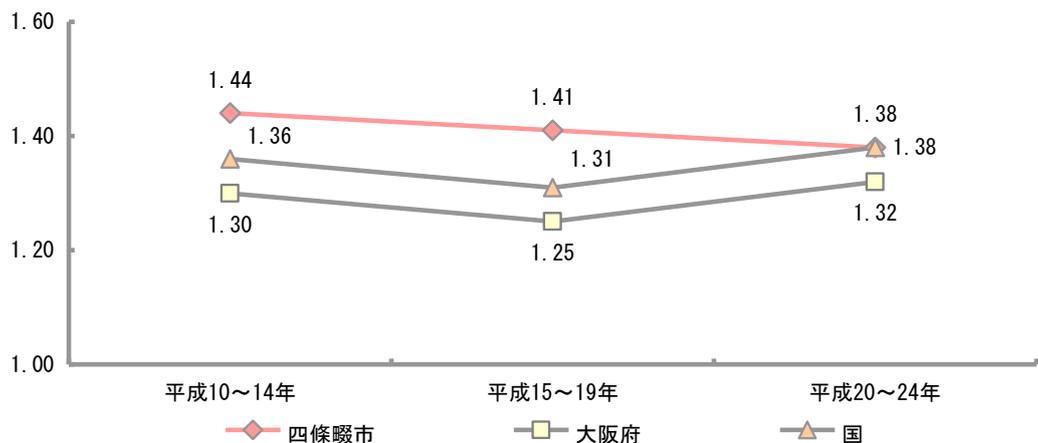
【 年齢別就学前児童数の推移 】



③ 合計特殊出生率の比較

四條畷市の合計特殊出生率は、国や大阪府に比べて高い水準でしたが、減少傾向にあり、平成20～24年では国と同程度になっています。

【 合計特殊出生率の推移 】

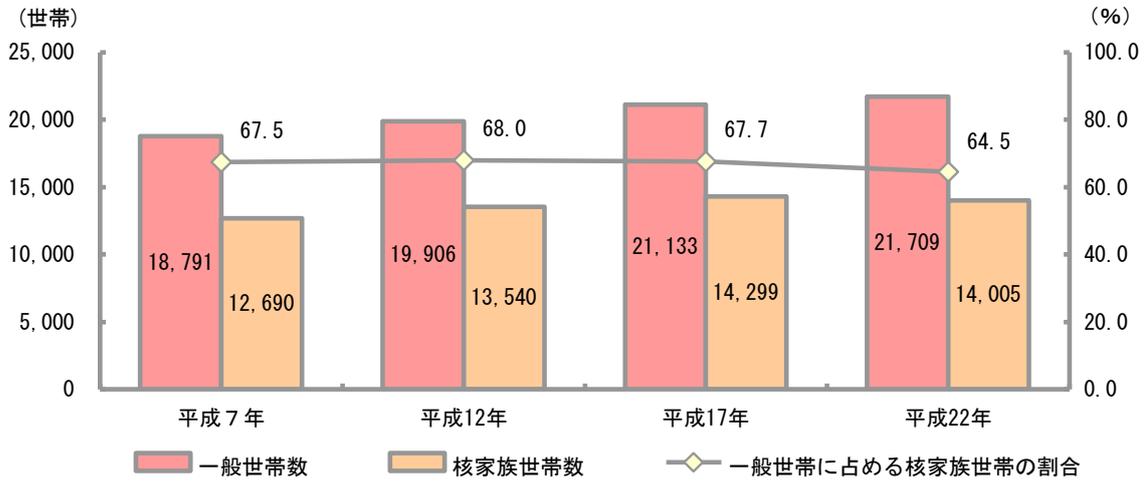


(2) 世帯のまとめ

① 核家族世帯数等の推移

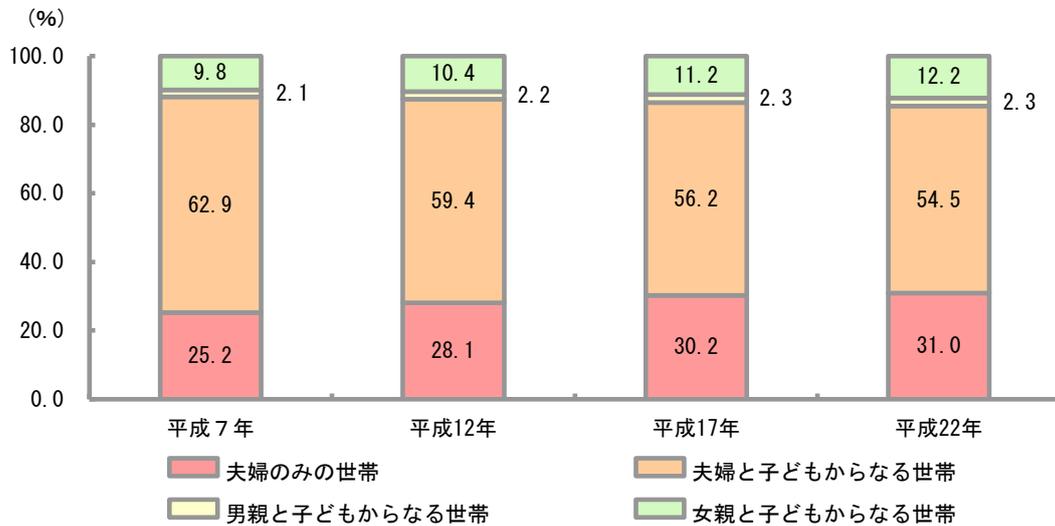
四條畷市の世帯構成は、核家族世帯の占める割合が最も高く6割以上を占めていますが、近年は減少しています。

【 核家族世帯数等の推移 】



資料：国勢調査

【 核家族世帯の内訳の推移 】



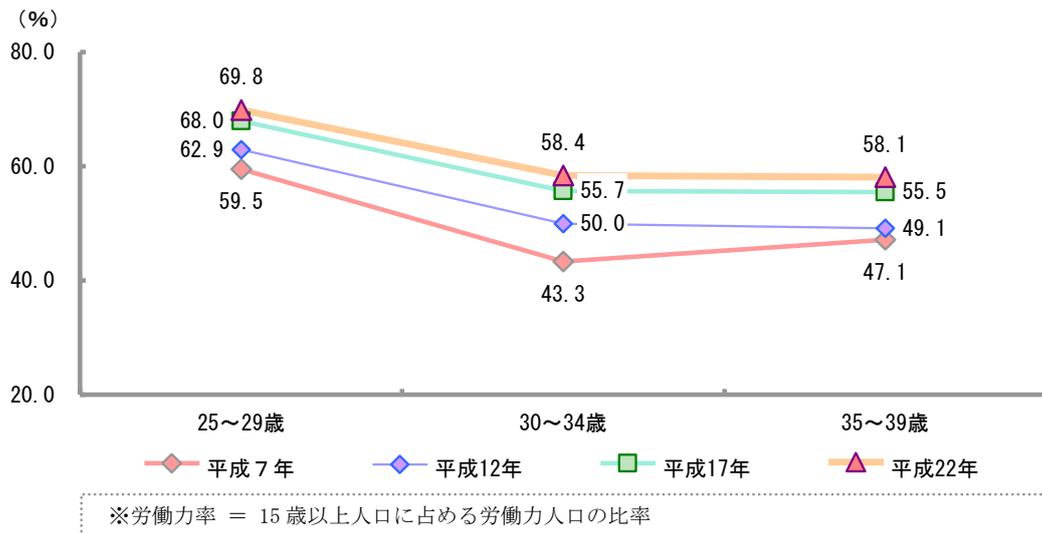
資料：国勢調査

(3) 就業のまとめ

① 労働力率の推移

四條畷市の女性の労働力率は、平成22年は平成17年に比べて20歳代後半から30歳代にかけてやや上昇がみられるものの、依然として30歳代の出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。

【 労働力率の推移（女性、25～39歳抜粋） 】

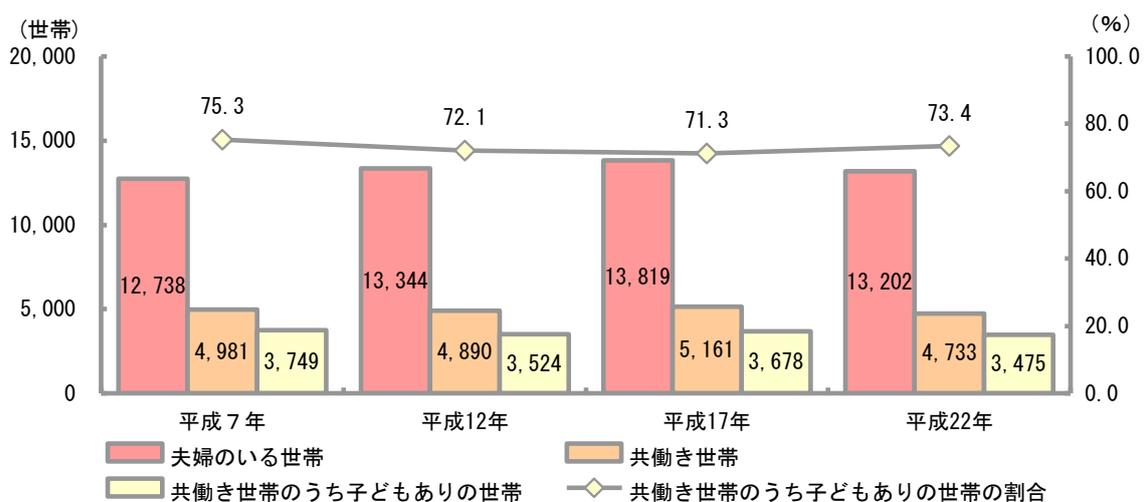


資料：国勢調査

② 共働き世帯の推移

四條畷市の共働き世帯は、平成22年は平成17年に比べて共働き世帯数は減少しているものの、子どもがいる世帯の占める割合は増加しています。

【 共働き世帯の推移 】



資料：国勢調査

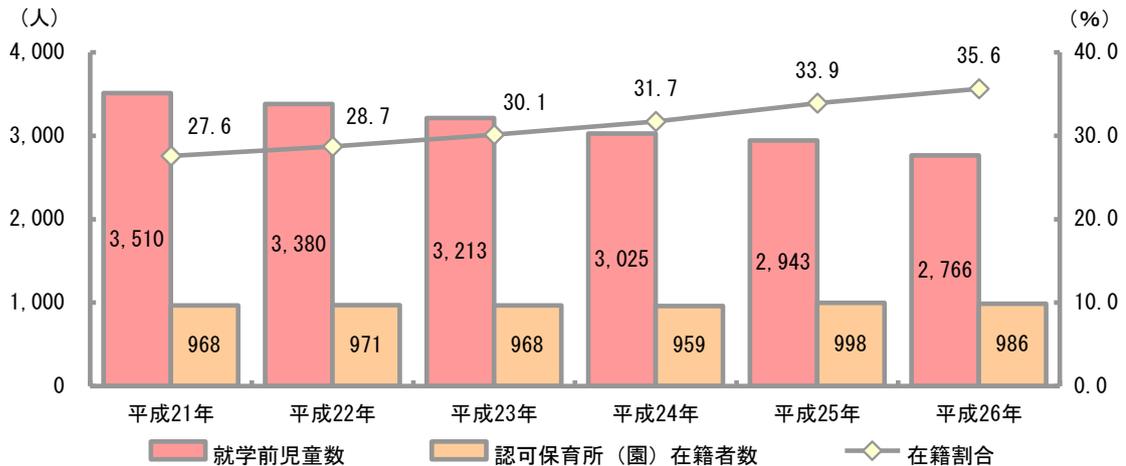
2 教育・保育の状況

(1) 認可保育所（園）・幼稚園のまとめ

① 就学前児童数と認可保育所（園）在籍者数の推移

四條畷市の認可保育所（園）在籍者数は、平成24年までは横ばいで推移していましたが、平成25年からは微増傾向がみられます。また、就学前児童数が年々減少していることから、平成21年以降、在籍割合は増加しています。

【 就学前児童数と認可保育所（園）在籍者数の推移 】

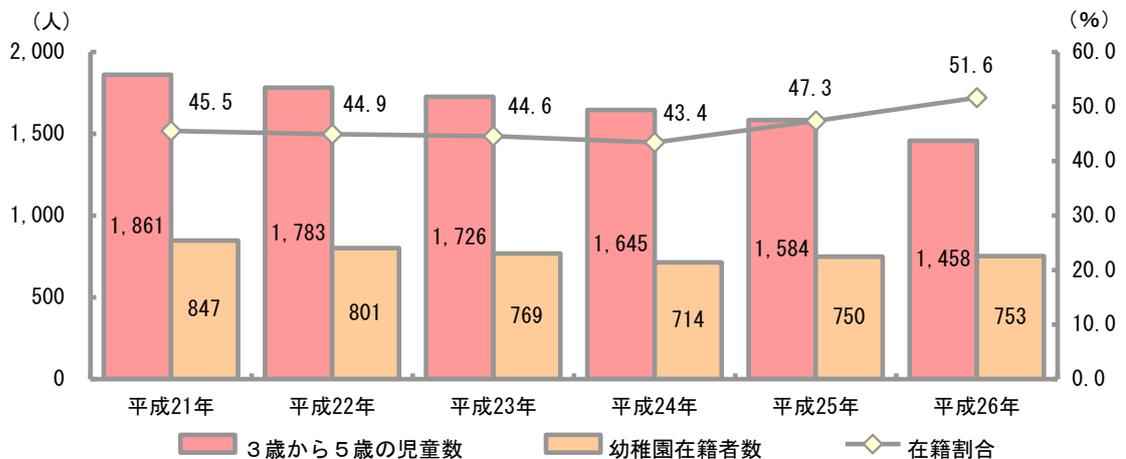


資料：住民基本台帳および外国人登録人口（各年3月末日現在）
 庁内資料（各年5月1日現在）

② 3歳から5歳の児童数と幼稚園在籍者数の推移

四條畷市の3歳から5歳の児童数は、減少しており、幼稚園在籍者数も減少していましたが、平成25年からは微増傾向がみられます。そのため、在籍割合も平成24年までは減少していましたが、平成25年以降増加しています。

【 3歳から5歳の児童数と幼稚園在籍者数の推移 】



資料：住民基本台帳および外国人登録人口（各年3月末日現在）
 庁内資料（各年5月1日現在）

3 アンケートから見られる現状

(1) お子さんをご家族の状況について

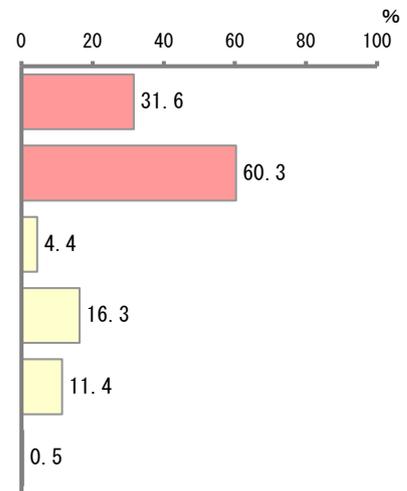
① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が60.3%と最も高く、次いで「日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が31.6%、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」の割合が16.3%となっています。

【就学前児童調査】

N = 572

日常にご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる
 緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる
 日常に子どもをみてもらえる友人や知人がいる
 緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる
 いずれもない
 無回答

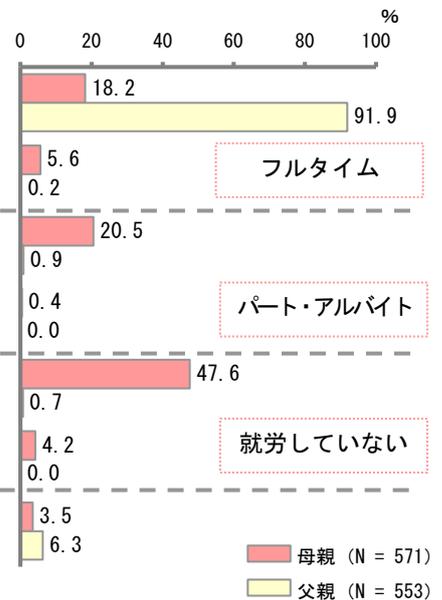


② 母親と父親の就労状況

- 母親は、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が47.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が20.5%、「フルタイムで働いている」の割合が18.2%となっています。
- 父親は、「フルタイムで働いている」の割合が91.9%と最も高くなっています。

【就学前児童調査】

フルタイムで働いている
 フルタイムで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）
 パート・アルバイトなどで働いている
 パート・アルバイトなどで働いているが、今は休んでいる（産休・育休・介護休業中）
 以前は働いていたが、今は働いていない
 これまで働いたことがない
 無回答



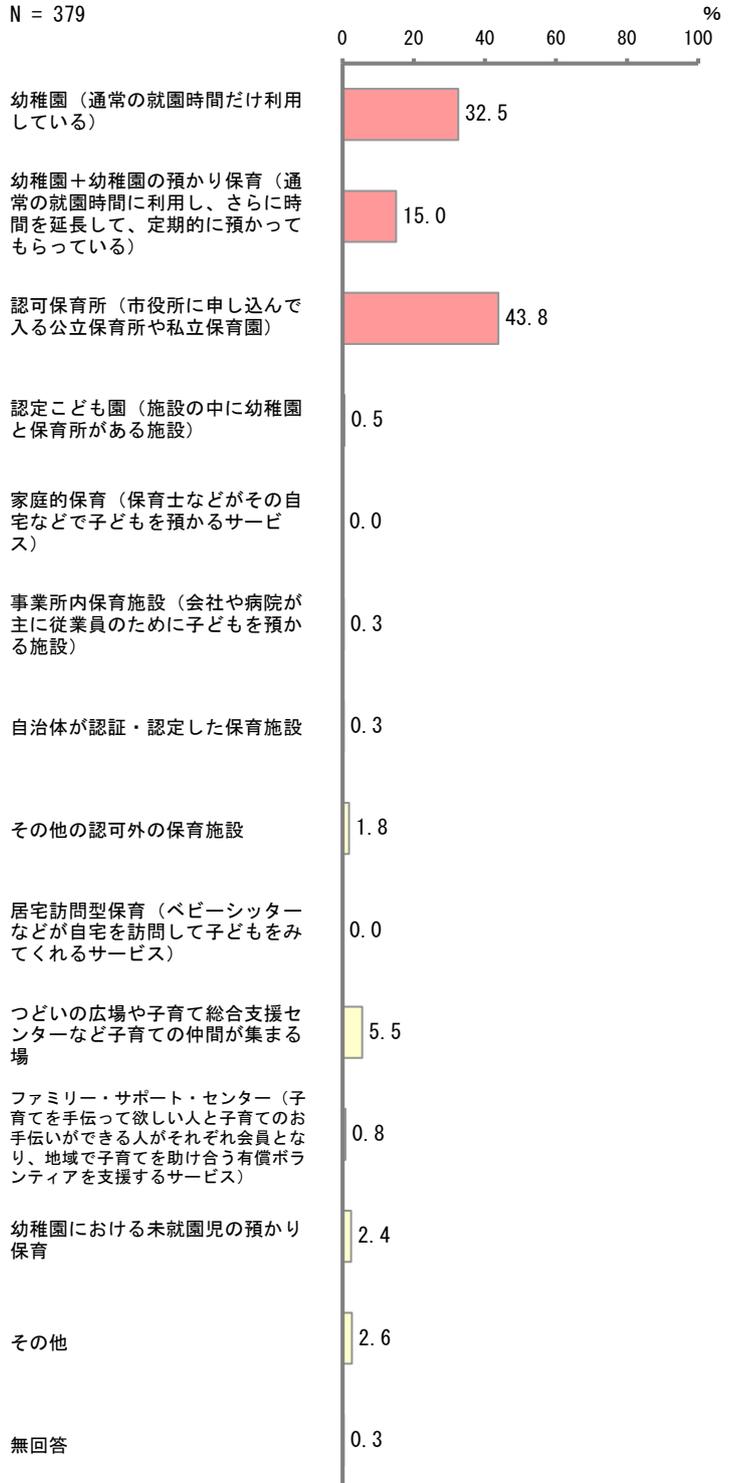
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

- 「認可保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」の割合が43.8%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間だけ利用している）」の割合が32.5%、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かっている）」の割合が15.0%となっています。

【就学前児童調査】

N = 379

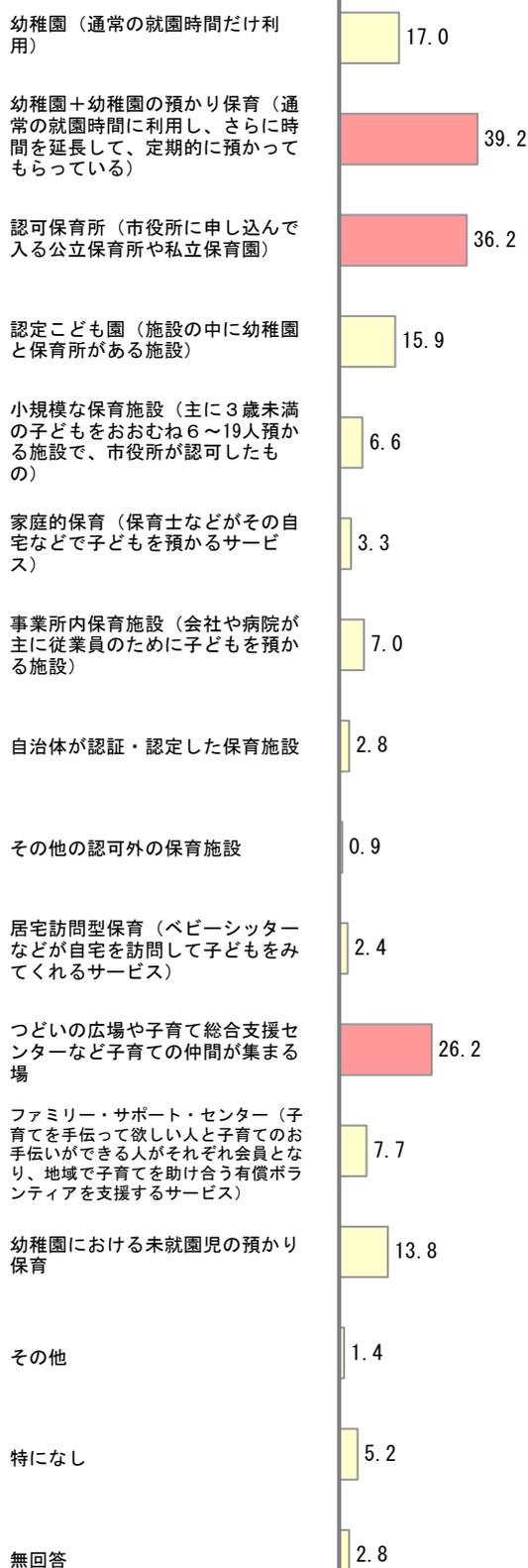


② 平日利用したい教育・保育事業

- ・「幼稚園＋幼稚園の預かり保育（通常の就園時間に利用し、さらに時間を延長して、定期的に預かってもらっている）」の割合が39.2%と最も高く、次いで「認可保育所（市役所に申し込んで入る公立保育所や私立保育園）」の割合が36.2%、「つどいの広場や子育て総合支援センターなど子育ての仲間が集まる場」の割合が26.2%となっています。

【就学前児童調査】

N = 572



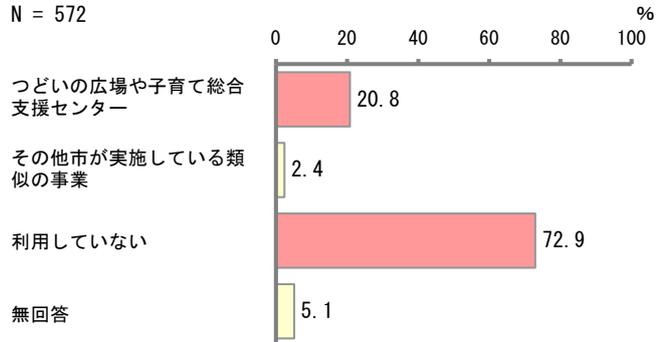
(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 「利用していない」の割合が72.9%と最も高く、次いで「つどいの広場や子育て総合支援センター」の割合が20.8%となっています。

【就学前児童調査】

N = 572

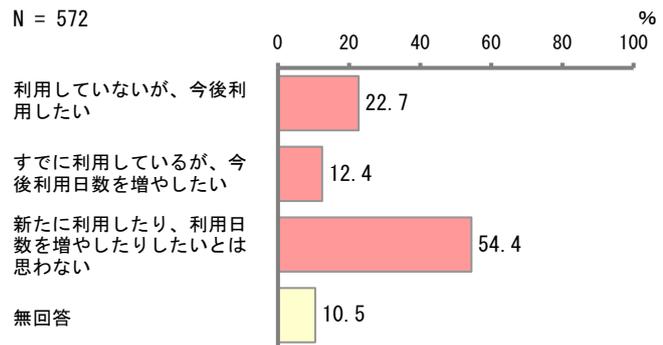


② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」の割合が54.4%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が22.7%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が12.4%となっています。

【就学前児童調査】

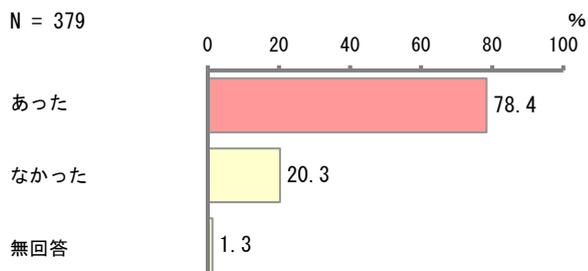
N = 572



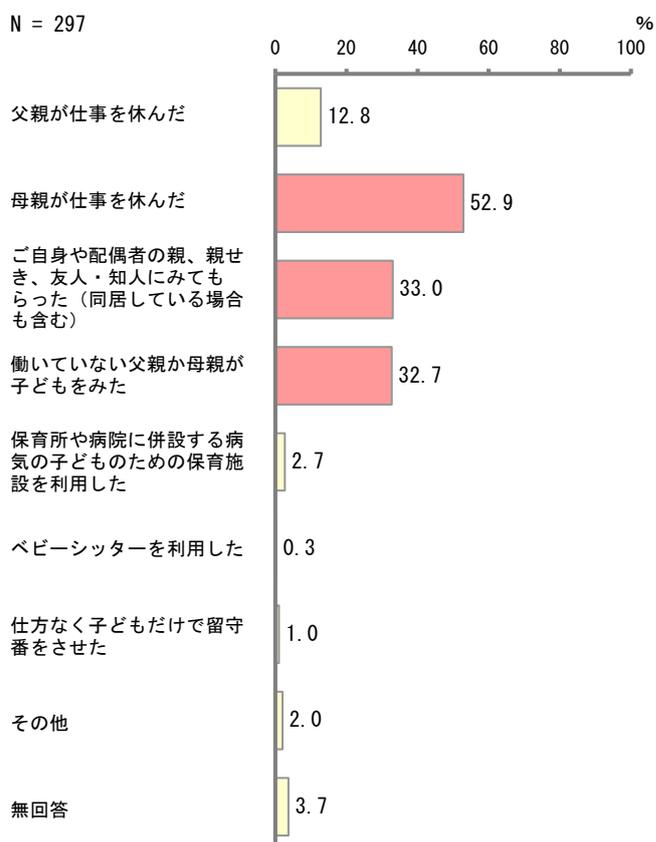
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



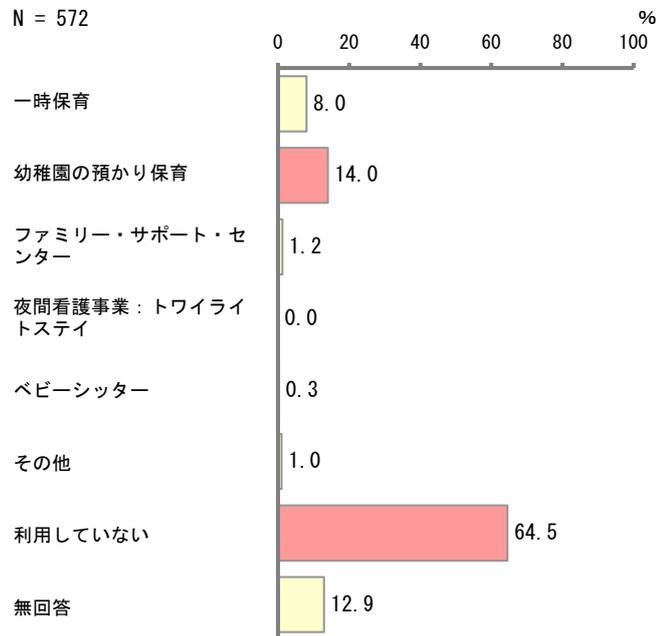
- 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」の割合が78.4%となっています。
- 対処方法として、「母親が仕事を休んだ」の割合が52.9%と最も高く、次いで「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった（同居している場合も含む）」の割合が33.0%、「働いていない父親か母親が子どもをみた」の割合が32.7%となっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- ・「利用していない」の割合が64.5%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が14.0%となっています。

【就学前児童調査】

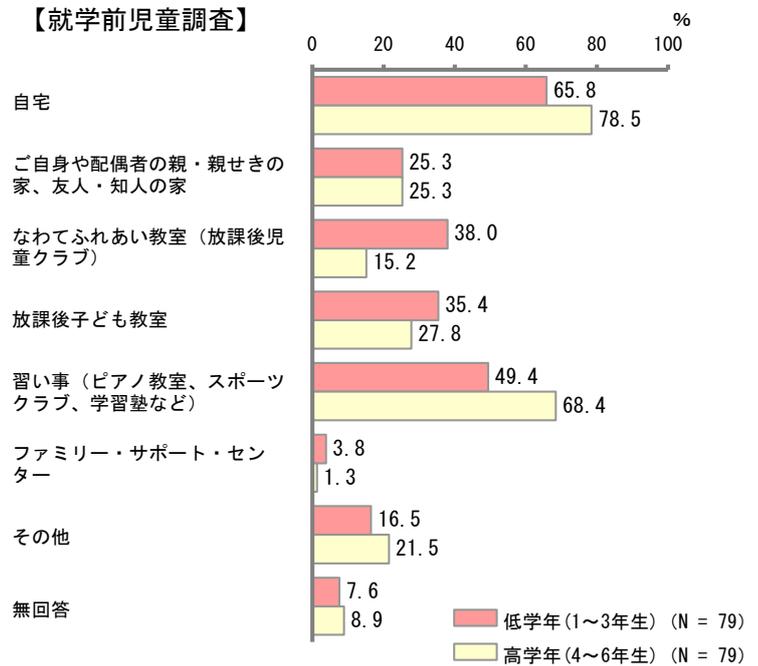
N = 572



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

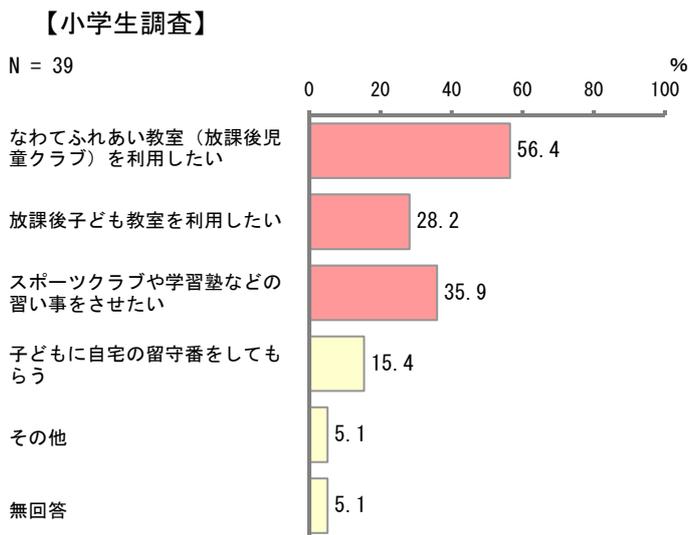
① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

- お子さんについて、小学校にあがってからの放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年(1~3年生)では「自宅」の割合が65.8%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が49.4%となっています。
- 高学年(4~6年生)では、「自宅」の割合が78.5%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など)」の割合が68.4%となっています。



② 小学生の保護者の希望

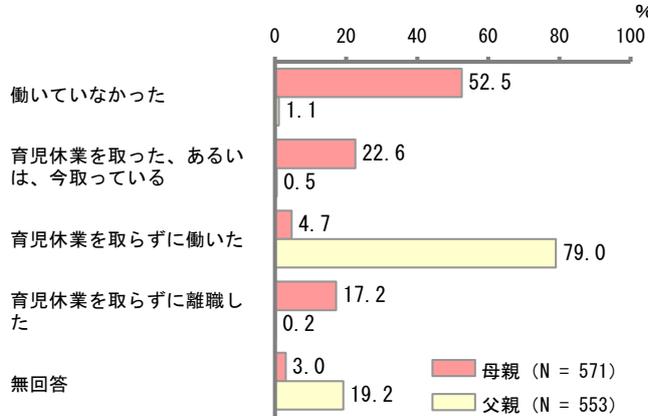
- お子さんについて、小学4年生以降は、「なわてふれあい教室(放課後児童クラブ)を利用したい」の割合が56.4%と最も高く、次いで「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」の割合が35.9%、「放課後子ども教室を利用したい」の割合が28.2%となっています。



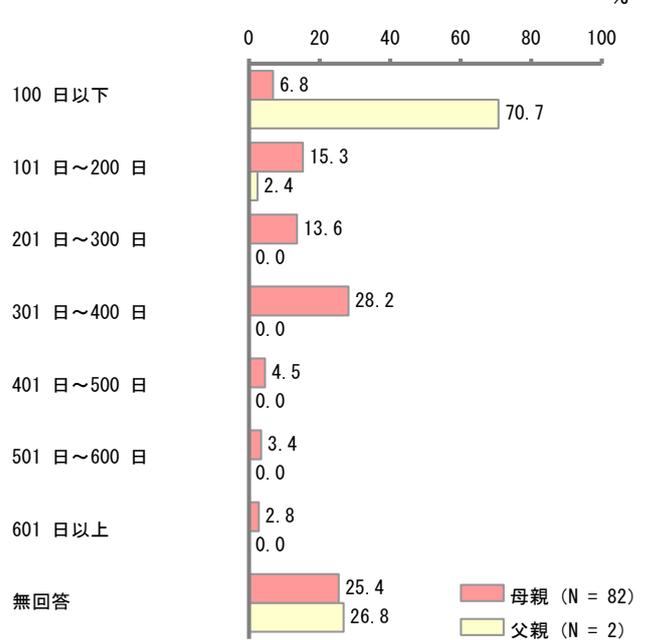
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得期間

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



- 育児休業を取得した（取得中）が母親は「働いていなかった」の割合が52.5%と最も高く、次いで「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が22.6%、「育児休業を取らずに離職した」の割合が17.2%となっています。父親は「育児休業を取らずに働いた」の割合が79.0%と最も高くなっています。
- 母親の取得期間では「1歳0ヶ月」の割合が35.4%と最も高く、次いで「1歳0ヶ月超から1歳6ヶ月以内」の割合が20.7%、「0歳6ヶ月超から0歳9ヶ月以内」の割合が12.2%となっています。父親は、「0歳3ヶ月以内」、「0歳6ヶ月超から0歳9ヶ月以内」が1件となっています。

② 取得していない理由

【就学前児童調査】

単位：％

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	出産後すぐに仕事に復帰しなかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	保育所などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにもてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため	職場に育児休業の制度がなかった	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取れることを知らなかった	産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できなかった	その他	無回答
母親	27	14.8	37.0	7.4	0.0	0.0	18.5	11.1	7.4	11.1	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	22.2	25.9
父親	437	36.4	37.1	0.9	5.0	7.1	30.9	0.5	15.3	33.9	0.5	15.6	0.0	2.1	0.5	5.3	14.0

- 育児休業を取得していない方の理由は、母親では、「仕事が忙しかった」の割合が37.0%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が18.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が14.8%となっています。
- 父親では、「仕事が忙しかった」の割合が37.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が36.4%、「配偶者が無職である、ご自身や配偶者の親などにもてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が33.9%となっています。

(7) 子育て全般について

① 子育てで不安や負担と感ずること

【子どもに関すること】

単位：%

	件数	病気や発育発達に関すること	食事や栄養に関すること	子どもとの接し方に自信が持てないこと	子どもと過ごす時間が十分取れないこと	子どもの教育に関すること	子どもの友だちつきあいに関すること	子どもの登所・登園拒否や不登校など	その他	特になし	無回答
就学前児童	572	27.4	29.0	17.8	16.3	37.4	22.6	2.1	3.5	19.6	7.5
就学児童	228	20.2	18.0	14.9	13.6	46.5	46.1	1.3	3.5	16.7	2.6

【ご自身に関すること】

単位：%

	件数	子育てに関して配偶者の協力が少ないこと	配偶者と子育てに関して意見が合わないこと	近隣の人が、職場など周りの人が理解してくれないこと	近隣の人が、職場など周りの人が理解してくれないこと	ご自身の子育てについて、ご自身や配偶者の親、親せき、近隣の人が、職場など周りの人が理解してくれないこと	子育てに関して話し相手や相談相手がいないこと	仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと	配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまったこと	子育てによる身体の疲れが大きいこと	子育てにかかる出費がかさむこと	住居がせまいこと	その他	特になし	無回答
就学前児童	572	18.9	6.6	4.7	6.1	3.7	42.0	13.3	33.2	27.6	35.1	12.6	4.0	14.5	7.9	
就学児童	228	14.9	9.6	3.1	5.3	2.2	27.6	7.5	26.3	15.4	41.2	10.5	3.1	16.2	7.5	

- 子どもに関することは、就学前児童調査では、「子どもの教育に関すること」の割合が37.4%となっています。就学児童調査では、「子どもの教育に関すること」の割合が46.5%となっています。
- ご自身に関することは、就学前児童調査では、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」の割合が42.0%となっています。就学児童調査では、「子育てにかかる出費がかさむこと」の割合が41.2%となっています。

② 子育てで必要な支援・対策

【支援・対策が有効と感ずること】

単位：％

	件数	預かり、育児相談など	地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）	なわてふれあい教室（放課後児童クラブ）の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	訪問型の支援サービスの充実	健やかな妊娠・出産に対する支援	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	環境の整備	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	援護を要する子どもに対する支援（障がいや精神疾患、児童虐待など）	その他	無回答
就学前児童	364	23.4	—	19.8	9.9	21.4	1.1	11.5	25.8	27.2	21.7	20.9	3.8	2.5	24.7		
就学児童	123	—	14.6	—	10.6	53.7	—	—	42.3	48.0	35.0	33.3	7.3	4.9	1.6		

【つらさを解消するために必要な支援・対策】

単位：％

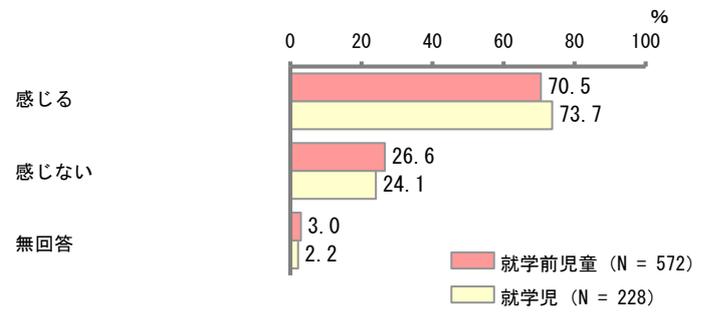
	件数	預かり、育児相談など	地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）	なわてふれあい教室（放課後児童クラブ）の充実	保育サービスの充実	子育て支援のネットワークづくり	地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	訪問型の支援サービスの充実	健やかな妊娠・出産に対する支援	子どもの教育環境	子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	環境の整備	仕事と家庭生活の両立ができる労働環境	子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	援護を要する子どもに対する支援（障がいや精神疾患、児童虐待など）	その他	無回答
就学前児童	186	30.1	—	20.4	4.8	17.7	7.5	3.8	12.4	23.7	25.8	11.8	2.7	6.5	18.8		
就学児童	93	—	9.7	—	11.8	34.4	—	—	34.4	41.9	33.3	30.1	11.8	6.5	6.5		

- ・有効と感ずることは、就学前児調査では、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が27.2%と最も高く、次いで「子どもの教育環境」の割合が25.8%となっています。就学児童調査では、「地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）」の割合が53.7%となっています。
- ・つらさを解消するために必要な支援・対策は、就学前児調査では、「地域における子育て支援の充実（一時預かり、育児相談など）」の割合が30.1%となっています。就学児童調査では、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が41.9%となっています。

③ 子育てが地域に支えられているかどうか

- 子育てが地域に支えられていると思いますかについては、「感じる」が、就学前調査では、70.5%、就学児調査では、73.7%となっています。

【就学前児童・就学児調査】



4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの登児童数の推移をみると、年々入所児童数は減少していましたが、平成 25 年度には増加しています。

(2) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業の利用者数は増加傾向にあります。

(3) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の利用者は増加傾向で推移しています。

(4) 病児保育事業

病児保育事業の利用者は、実施個所数の増加に伴い平成 25 年にかけて大きく増加しています。

(5) ファミリー・サポート・センター

協力会員、利用会、ともに会員数については年々増加しています。

5 子どもプラン後期計画の評価

通常保育事業をはじめ、概ね平成 26 年度には目標を達成する見込みです。

	事業名	H25 年度	H26 年度	子ども・子育て支援事業計画に定められている事業
		(実績)	目標事業量	
1	通常保育事業	1,050 人	1,060 人	教育・保育の提供体制
2	特定保育事業	3 か所	3 か所	
3	延長保育事業 (午前 7 時～午後 8 時)	5 か所	5 か所	延長保育事業
4	延長保育事業 (4 時間未満)	5 か所	5 か所	
5	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	3 か所	3 か所	子育て短期支援事業
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	4 か所	4 か所	
7	病児保育事業	実施	1 か所	病児・病後児保育事業・一時預かり
8	病後児保育事業	4 か所	4 か所	
9	放課後児童健全育成事業	7 か所	7 か所	放課後児童クラブ
10	地域子育て支援拠点事業	1 か所	1 か所	地域子育て支援拠点事業
11	つどいの広場事業	4 か所	4 か所	
12	一時保育事業	7 か所	7 か所	一時預かり
13	休日保育事業	0 か所	検討	
14	ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所	ファミリー・サポート・センター事業

6 課題のまとめ

就学前施設の入所状況をみると、認可保育所においては、在籍者数は増加傾向で推移しており、在宅で子育てをしている家族が年々減少していることがうかがえます。また、子育て世代（30歳代前半）の労働力率は増加していることがみうけられ、母親の就労意向が高くなっていることがうかがえます。

子育て家庭における働き方が変化しているなか、今後、幼稚園等の既存施設の活用や幼保の連携を図りながら、0～2歳の受け入れの場の確保など、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めることが求められます。

アンケート調査からは子どもの叱り方や接し方など、子育てに関して悩んでいること、また気になることがある保護者の姿がうかがえます。こうした子育てへの不安感をなくし、子どもにとって健やかな育ちを支援するためのより良い家庭環境を築くことができるよう、子ども・子育て支援の充実が求められます。

さらに、子育ての不安や負担を解消するために必要なこととして、仕事と家庭生活の両立も求められており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、家庭、職場、地域において子育てに対する理解を促し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む環境の醸成が必要とされています。

これらを踏まえ、

○今後、幼稚園等の既存施設の活用や幼保の連携を図りながら、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して四條畷市の特性に応じた子育て支援施策を進めます。

○さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、家庭、職場、地域において子育てに対する理解を促し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む環境の醸成に努めます。

○また、障がいの種別を問わず発達に支援が必要な子どもやその保護者に、必要な支援を適時に継続して提供できる仕組みを構築します。

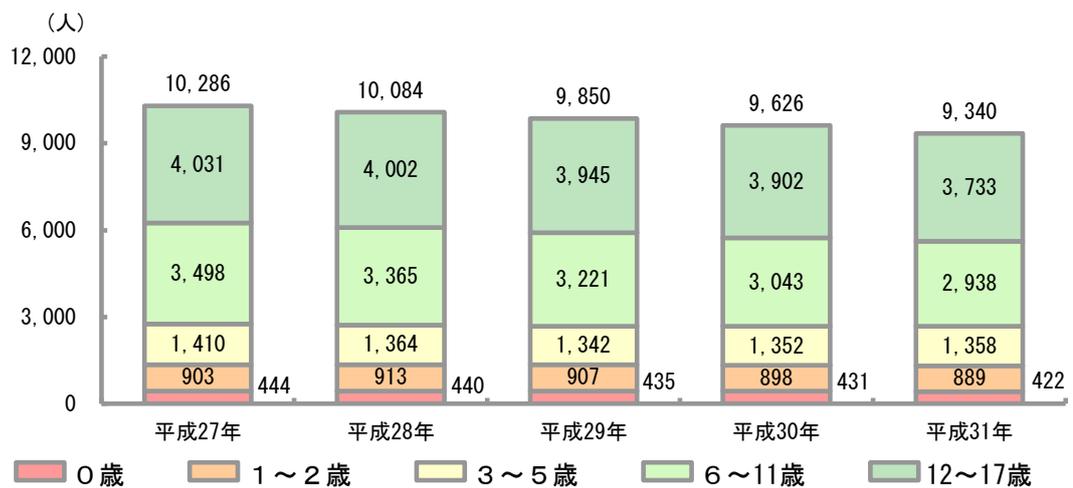
○児童虐待や子どものいじめ問題等については、保育園・幼稚園・学校のほか、行政や専門機関、家庭・地域社会・企業等が連携して対応することが必要であり、引き続き組織的な取り組みを強化します。

1 将来推計人口

四條躰市の将来人口は、年々減少しており、今後もその傾向は続いていくものと推測されます。



【 将来人口の推移 】



資料：住民基本台帳および外国人登録人口（各年3月末日現在）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

2 圏域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、需要動向の把握や施設整備などを円滑に進めるためには、区域としてある程度広い範囲を考慮していくことが望ましいことや、今後の子どもの数の増減を踏まえて、保育ニーズに対応していくには広域での調整を図っていくことが求められることから、四條畷市では、市全域を1圏域としてとらえ教育・保育提供区域の基本とします。

1 幼児期の学校教育・保育の見込みと確保内容・実施時期

【現状】

		平成26年度（5月1日現在）				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望 が強い	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
児童数		1,445人		898人	406人	
申し込み数		753人	612人	348人	101人	
充足率		52.1%	42.4%	38.8%	24.9%	
定員	幼稚園・認定こども園	1,050人				
	認可保育所	641人		315人	104人	
提供量合計		1,050人	641人	315人	104人	
過不足分（ニーズ量－供給量合計）		▲297人	▲29人	33人	▲3人	

（幼稚園 総定員1,050人）（保育所 総定員1,060人：内訳0歳104人、1・2歳315人、3・4・5歳641人）

【今後の方向性】

既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みですが、就労意向等により、低年齢児のニーズの増加が見込まれることなどから、小規模保育事業についてはA型（全員有資格者）を基本とし、B型（一部無資格者）で実施する場合は、3年以内にA型の実施を促進し、保育量の確保と質の向上を図ります。

【教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期】

		平成27年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望 が強い	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
（参考）児童数推計		1,410人		903人	444人	
ニーズ量の見込み		719人	61人	630人	389人	107人
需要率		51.0%	4.3%	44.7%	43.1%	24.1%
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園	1,050人		585人	(292人)	385人 (93人)
	認定こども園	5人	76人	39人	15人	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、居宅 訪問型、事業所内保育	—	—	31人	6人	
提供量合計		1,055人	661人	362人	114人	
過不足分（ニーズ量－供給量合計）		▲275人		▲11人		
		3歳以上教育希望		3歳以上	1・2歳	0歳
		▲275人		▲31人	27人	▲7人

（幼稚園 総定員1,050人）（保育所 総定員970人）（認定子ども園 総定員135人）

内訳 { 既存保育園整備定員増：たんぼぼ保育園10人 新すみれ園30人（合計40人増）
ひまわり保育園（定員130人）→ 認定子ども園に移行（定員135人となり 5人増）
小規模保育事業2カ所開設：0歳6人、1歳12人、2歳19人（合計37人増） }

		平成 28 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,364人		913人	440人	
ニーズ量の見込み		675人	59人	630人	393人	106人
需要率		49.5%	4.3%	46.2%	43.0%	24.1%
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園	570人		585人	(292人)	385人 (93人)
	認定こども園	395人		166人	39人	15人
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	—		—	31人	6人
小計		965人		751人	362人	114人
提供量合計		965人		1,226人		
過不足分(ニーズ量-供給量合計)		▲ 231人		▲ 98人		
		3歳以上教育希望		3歳以上	1・2歳	0歳
		▲ 231人		▲ 121人	31人	▲ 8人

(幼稚園総定員 570 人) (保育所総定員 1,136 人) (認定こども園総定員 615 人) (小規模保育 総定員 37 人)
内訳 [私立駿幼稚園 (480 人) が徐々に認定こども園に移行 (480 人)]

		平成 29 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,342人		907人	435人	
ニーズ量の見込み		650人	58人	634人	390人	104人
需要率		48.4%	4.3%	47.2%	43.0%	23.9%
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園	440人		526人	(270人)	354人 (84人)
	認定こども園	455人		256人	83人	24人
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	—		—	31人	6人
小計		895人		782人	384人	114人
提供量合計		895人		1,279人		
過不足分(ニーズ量-供給量合計)		▲ 187人		▲ 152人		
		3歳以上教育希望		3歳以上	1・2歳	0歳
		▲ 187人		▲ 148人	6人	▲ 10人

(幼稚園 総定員 440 人) (保育所 総定員 880 人) (認定こども園 総定員 818 人) (小規模保育 総定員 37 人)
内訳 [公立あおぞら幼稚園 (130 人) と公立忍ヶ丘保育所 (90 人) を合併して認定子ども園に移行 (定員 203 人)]

		平成 30 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,352人		898人	431人	
ニーズ量の見込み		663人	59人	630人	387人	103人
需要率		49.0%	4.4%	46.6%	43.1%	23.9%
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園	440人	526人	(270人)	354人 (84人)	
	認定こども園	455人	256人	83人	24人	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	—	—	31人	6人	
小計		895人	782人	384人	114人	
提供量合計		895人		1,279人		
過不足分(ニーズ量－供給量合計)		▲187人		▲160人		
		3歳以上教育希望		3歳以上	1・2歳	0歳
		▲187人		▲152人	3人	▲11人

		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保 育が必要	0歳保育が 必要
教育希望 が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		1,358人		889人	422人	
ニーズ量の見込み		669人	59人	630人	383人	101人
需要率		49.3%	4.3%	46.4%	43.1%	23.9%
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園	440人	526人	(270人)	354人 (84人)	
	認定こども園	455人	256人	83人	24人	
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、事業 所内保育	—	—	31人	6人	
小計		895人	782人	384人	114人	
提供量合計		895人		1,279人		
過不足分(ニーズ量－供給量合計)		▲167人		▲166人		
		3歳以上教育希望		3歳以上	1・2歳	0歳
		▲167人		▲152人	▲1人	▲13人

2 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保内容・実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

市内 10 箇所の保育園で実施しています。平成 25 年度の利用者数は 701 人でした。

【今後の方向性】

時間外保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮しながら、保育時間の延長保育を行う認可保育園を推進します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	772 人	732 人	700 人	697 人	685 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	10 か所				
提 供 量	1,100 人				
過 不 足 (ニーズ量－提供量)	▲ 328 人	▲ 368 人	▲ 400 人	▲ 403 人	▲ 415 人

(2) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

新制度では幼稚園の預かり保育も一時預かり事業に位置づけられます。

【現状】

市内4箇所の幼稚園で預かりを実施しています。平成25年度の利用者数は延べ24,332人でした。

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、私学助成による事業の継続とともに、一時預かり事業への移行についても、円滑な事業実施が可能となるようにします。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	8,472人日	8,992人日	9,230人日	8,982人日	8,988人日
2号認定による定期的な利用	15,860人日	15,340人日	15,080人日	15,340人日	15,340人日
実施箇所数(確保方策)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
提 供 量	24,400人日	24,400人日	24,400人日	24,400人日	24,400人日
過 不 足 (ニーズ量-提供量)	▲68人日	▲68人日	▲90人日	▲78人日	▲72人日

平成25年度、四條畷市内在住の公・私立幼稚園の園児数は750人(内訳市内入園数588人
(内訳市外入園数162人)

平成25年度年間延べ預かり利用者数24,332人の実績から、園児数の約2割弱が預かり保育を利用していることになるため、公・私立幼稚園保護者のアンケート調査においても約8割の母親が就労していないと答えていることから、提供量を園児数の2割強としています。

(3) 保育所等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

市内7箇所の保育園で預かりを実施しています。平成25年度の利用者数は延べ2,257人、就学前のファミリー・サポート・センター利用人数を合計すると2,507人でした。

【今後の方向性】

ニーズ量と提供量の差が大きいが、平成25年度の利用者数は2,507人という実績から見ると十分対応できるものと思われ、新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、供給体制の確保の検討を行っていきます。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
在園児対象を除く一時預かり ニーズ量	11,018人日	10,938人日	10,817人日	10,763人日	10,674人日
実施箇所数 (確保方策)	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
提供量	11,520人日	11,520人日	11,520人日	11,520人日	11,520人日
過不足 (ニーズ量-提供量)	▲502人日	▲582人日	▲703人日	▲850人日	▲846人日

6人×8園×20日×12か月=11,520人日

(4) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

平成 25 年度より病児保育を 1 か所で実施。病後児保育については 4 か所で実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登 録 者 数	10 人	7 人	8 人	8 人	7 人
延 べ 利 用 者 数	14 人	17 人	6 人	15 人	56 人 (病後児 6 人) (病児 50 人)
実 施 箇 所 数	病後児保育 4 か所				
	—	—	—	—	病児保育 1 か所

【今後の方向性】

病後児保育については、現在 4 か所で実施しているが、保護者の要望の高い体調不良児型へのシフトを行いながら、病児保育、病後児保育、体調不良児型などのニーズに対応できるよう、医療機関と連携していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (就 学 前)	239 人日	236 人日	233 人日	232 人日	231 人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	病児 1 か所				
	病後児 1 か所				
	体調不良児対応 5 か所				
提 供 量	1,650 人日				
過 不 足 (ニーズ量-提供量)	▲1,411 人日	▲1,414 人日	▲1,417 人日	▲1,418 人日	▲1,419 人日

(5) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ） ●●●●●●●●●●

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【現状】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
協 力 会 員	117 人	129 人	140 人	129 人	160 人
利 用 会 員	175 人	189 人	213 人	189 人	235 人
両 方 会 員	63 人	69 人	75 人	69 人	64 人
未就学利用者数	—	333 人	296 人	234 人	245 人
小学生利用者	394 人	456 人	623 人	534 人	年間利用件数 713 人

【今後の方向性】

依頼会員と、提供会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して提供会員の講習会を実施し、提供会員を増やしていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	768 人日				
提 供 量	1,008 人日				
過 不 足 (ニーズ量-提供量)	▲240 人日				

3人×7日 (21人)

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
月延べ利用者数	942 人回	953 人回	1,210 人回	1,234 人回	1,205 人回
実施箇所数	3 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所

【今後の方向性】

既存の保育園、幼稚園での更なる園庭開放などにより、子育て支援の場の提供をすることによって一層の充実に努めます。

また、公立保育所で親子教室の実施など、地域支援について検討していきます。

(月間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量	1,386 人回	1,392 人回	1,381 人回	1,367 人回	1,349 人回
実施箇所数 (確保方策)	4 か所				
提供量	1,600 人回				
過不足 (ニーズ量-提供量)	▲ 214 人回	▲ 208 人回	▲ 219 人回	▲ 233 人回	▲ 251 人回

20 人×4 か所×20 日 (1,600 人)

(8) 放課後の居場所づくり事業（放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室事業）

【事業概要】

放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）は、保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

また、放課後子ども教室は、次代を担う人材の育成の観点から、すべての子どもを対象として、放課後の時間に地域が主体となり、スポーツや文化活動、学習活動の取組みを推進します。

【現状】

放課後児童クラブは、市内7箇所の全小学校内で実施しています。

各 80 定数×7校（560人） 申込数（515人）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
入 所 数	510 人	420 人	438 人	410 人	508 人
受 入 数	560 人				
ク ラ ブ 数	7 か所				

待機児童数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

くすのきふれあい教室 3 人、岡部ふれあい教室 17 人

四條畷ふれあい教室 1 人、田原ふれあい教室 12 人

放課後子ども教室は、市内7箇所の全小学校で実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
開 催 日 数	515 日	421 日	546 日	456 日	482 日
参 加 人 数	8,208 人	9,513 人	10,975 人	10,813 人	11,951 人

【今後の方向性】

放課後児童クラブについては、放課後の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、様々な手法や運営について検討をすすめます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	588 人	565 人	538 人	507 人	490 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	7 か所				
提 供 量	560 人				
過 不 足 (ニーズ量－提供量)	28 人	5 人	▲ 22 人	▲ 53 人	▲ 70 人

放課後子ども教室については、引き続き、全小学校区で取り組みを行います。

国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を強化します。

今後も、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を全小学校区で一体型として実施し、総合的な放課後児童対策を実施します。

具体的に、共通プログラムを企画する段階から、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携し、プログラムの内容や実施日時等を検討できるよう定期的な打ち合わせの場を設けます。

また、放課後子どもプラン運営委員会を活用し、余裕教室等の活用状況について定期的に協議出来る場を持ちます。

(9) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊 娠 届 出 数	501人	483人	473人	474人	427人

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊婦健康診査受診券(受診券を持って一部公費負担)を配布し、妊婦健康診査費用の一部(14回分)を助成していきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
二 一 づ 量	実人数：444人 延べ人数： 6,216人 健診回数：14回	実人数：440人 延べ人数： 6,160人 健診回数：14回	実人数：435人 延べ人数： 6,090人 健診回数：14回	実人数：431人 延べ人数： 6,034人 健診回数：14回	実人数：422人 延べ人数： 5,908人 健診回数：14回
実 施 体 制 (確 保 方 策)	保健センター 体制7人 委託団体(一般社団法人大阪府医師会、一般社団法人大阪府助産師会)				
検 査 項 目 (確 保 方 策)					

主担は母子グループになるが、電話・面接・訪問等のフォローは地区担当で行うため、現在の地区担当人数(6名)及び契約・支払い等の事務(1名)

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数	477件	450件	421件	399件	402件
訪問数	471件	448件	416件	379件	388件
実施率	98.7%	99.6%	98.8%	95.0%	96.5%

※対象者数について

厚生労働省 乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインより、養育支援訪問事業の実施などにより、既に情報提供や養育環境の把握ができていない場合は、対象者からのぞいている。ただし、予防接種、乳幼児対象の教室、健診等を通じて親子の状況の把握に努め、必要な支援につないでいる。

【今後の方向性】

全戸訪問については、全数訪問の実施を目指します。特に強い育児不安を持っていたり不適切な養育などの問題が発見できた場合には、必要な支援が継続されるよう、関係機関への連絡・調整を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	416人	412人	407人	403人	404人
実施体制 (確保方策)	保健センター体制 7人 保健センター以外の訪問者：民生委員・児童委員				

主担は母子グループになるが、電話・面接・訪問等のフォローは地区担当で行うため、現在の地区担当人数(6名)及び助産師(1名)

(参照：厚生労働省 乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン)

原則として生後4か月を迎えるまでの、すべての家庭を事業の対象とする。

次の家庭については訪問の対象としないことで差支えないが、支援が特に必要と認められる家庭に準ずる家庭と位置付けることとし、その後の対応については実施体制に基づき適切な対応を図ることとされている。

養育支援訪問事業の実施などにより、既に情報提供や養育環境の把握が出来ている場合、訪問の同意が得られず、改めて訪問の趣旨を説明し本事業の実施の働きかけを行ったにもかかわらず同意が得られない場合、子の入院や長期里帰り出産等により生後4か月を迎えるまでは当該市町村の住居に子がいないと見込まれる場合。

(11) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

【現状】

- ①育児支援 延べ利用回数 18 件
実利用家庭 2 件
担当支援員（子育てOBなど）22 人
- ②専門的相談支援 延べ利用回数 34 件
実利用家庭 14 件
担当支援員（保育士など）16 人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実 人 数	2 人	5 人	17 人	16 人	14 人
訪 問 件 数	8 件	20 件	105 件	103 件	52 件

【今後の方向性】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、保健師、家庭児童相談員が家庭訪問し、育児に関する専門的相談支援にあたるとともに、ヘルパーの派遣やショートステイの提供等により養育者の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
推 計 値	16 件	16 件	16 件	16 件	16 件
実 施 体 制	子ども家庭支援センター 体制 相談員 4 人（兼務）				

(12) 利用者支援（新規事業）

【事業の目的】

1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

【事業の内容】

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【今後の方向性】

新制度開始時は窓口の混乱が予想されるため、市役所に支援にあたる専門相談員を配置し、認定や入所相談、様々な事業、地域資源の紹介、利用調整が行える体制としていきます。

順次、子育て総合支援センターを拠点とした利用者支援事業の実施を検討していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

新制度における認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設です。

子どもの住む地域や保護者の就労形態にかかわらず、子どもが安心して、安全に生活し、遊びながら自然に学ぶ機会を保障することが、子どもの教育格差の是正のためにも、子どもの権利保障の観点からも国内外で目指されています。

児童福祉法や教育基本法の理念を実現して子どもの最善の利益を保障するためには、幼稚園と保育園の一体化、つまり認定こども園の整備が効果的な方策の一つともなります。すべての子どもが、質の高い保育・幼児教育を受けることができるなど、同じ地域に暮らす子どもたちが、いじめの起点となるような差異にとらわれることなく同じ場所でともに遊び、学び合いながら育つという協働性を育むことにもつながります。

このように認定こども園は多様なニーズに応じ、安心して子どもを預けられる施設であることなどから、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援や、その他認定こども園の普及に必要な支援等については保育所や幼稚園等と緊密な連携を図りながら、これらのことが着実に進展するよう、常に安全性に配慮した取り組みに努めます。また、就学前から就学への切れ目のないスムーズな小学校への接続のために認定こども園、幼稚園及び保育所の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携を推進します。

1 すべての親と子の育ちと学びを応援する環境の整備

＜子どもプロジェクト 基本方針＞

子どもの育ちと学びを応援

＜子どもプロジェクトの取り組み＞

推進施策	施策概要	実施状況
ドイツの絵本・おもちゃプレゼント	質の高いおもちゃや絵本に触れることで子どもの情操を養う	平成26年度実施
障がい児の通学支援	やむをえない理由により一人で通学できない障がい児の学びを側面からサポート	平成26年度実施
子育て・子育て施設の整備	子育て総合支援と児童発達支援の機能を集約した施設の設置	平成28年度開所
ひとづくり・まちづくりの推進	まちづくりと教育関係施設整備の一体的推進	平成27年度実施



(1) すべての子育て家庭への支援

地域で子育てをしているすべての家庭が、安心して子どもを育てていくことができるように、子育て家庭への支援を行う機関や人々のネットワーク体制を活かし、少しでも多くの人にサービスや事業の周知、それらの利用および参加を促進します。また、地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の充実に向けて支援し、地域に根ざしたネットワークの充実を図り、子育て支援の向上に努めます。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
①地域における子育てサービスの充実			
病児・病後児保育事業(病児保育)	子ども政策課	平成 25 年 5 月より病児保育を実施。 50 人利用。	充実
病児・病後児保育事業(病後児保育)	子ども政策課	4 か所で実施。 年間利用数は非常に少ない状況であり、検討課題。	検討
病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)	子ども政策課	4 か所で実施。保育中の体調不良による対応が必要とされるため、拡充。	拡充
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	手当医療課	施設 4 か所と委託。 現施設との委託契約を維持。	充実
子育て短期支援事業 (トワイライト)	手当医療課	施設 1 か所と委託。 現施設との委託契約を維持。	充実
一時預かり事業	子ども政策課	7 か所で実施。 施設開所に伴い事業の拡充	拡充
特定保育事業	子ども政策課	3 か所で実施。 施設開設に伴い事業の拡充	拡充
地域子育て支援拠点事業 (一般型)	子ども政策課 子育て総合支援センター	3 か所において「つどいの広場」を実施	継続
地域に開かれた保育所事業	保育所(園)	平成 25 年度は、人形劇団による育児講座を実施。また、各保育所で園庭開放、室内開放、季節の行事等を実施。	継続
子育て相談事業の充実	子育て総合支援センター	育児相談事業を継続して実施。	継続
家庭児童相談機能の充実	子育て総合支援センター	研修を受講し、相談機能の充実を図る。	継続
主任児童委員、児童委員の子育て支援機能の充実	子育て総合支援センター 生活福祉課	地域での見守りなどについて関係課と連携して実施。見守り依頼件数 10 世帯(24 人)定例会等 11 回参加予定。	継続
四條畷市子ども家庭サポートセンター連絡会(愛称:なないろねっと)	子育て総合支援センター	子育て講座を 2 回実施。	継続
コミュニティソーシャルワーカーとの連携	生活福祉課	関係機関と連携しながら地域での見守りを実施。	充実
幼稚園の預かり保育	子ども政策課 幼稚園	共働き家庭においても、幼稚園教育が受けられる体制作りを実施。	拡充

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
子育て未就園児保育	子ども政策課 幼稚園	未就園児保育に加え、園庭開放を 拡大して実施。	拡充
親子教室	子育て総合支援 センター	0 歳～3 歳までの親子教室を実 施	継続
子育て応援講演会	子育て総合支援 センター 生活福祉課	継続して講演会を開催	継続
地域子育て支援拠点事業 (機能強化型)	子育て総合支援 センター	子育て・子育て支援プログラムを 公・民保育所(園)で実施しつつ、 さらなるファシリテーターの養 成を実施。 子育て・子育て支援プログラム小 学生低学年向けのプログラムの 実施をしていく。	拡充
養育支援訪問事業	子育て総合支援 センター	13 家庭 延べ 5 2 回の支援を実 施。	継続
②子育て家庭への経済的支援			
児童手当	手当医療課	児童手当制度に沿って支給。 情報提供の充実を図る。	充実
子ども医療費助成制度	手当医療課	平成 25 年 7 月より、小学校 3 年 生まで助成の拡大。所得制限な し。 府内、市町村の拡充状況や本市の 財政状況を見極めつつ、拡充策を 検討。	拡充

(2) 就学前保育の充実

就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対し、保護者の就労形態や子どもの状況に応じたきめ細やかで柔軟な保育サービスのより一層の充実をめざします。

また、平成27年度から実施される子ども・子育て支援新制度を見据え、保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができるよう、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、認定こども園・小規模保育といった様々な施設・事業などの支援メニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。

事業名	担当課	平成25年度の現状及び今後の取り組み	平成31年目標
①アクションプログラム			
子どもの健康及び安全の確保	子ども政策課 保育所（園） 幼稚園	職員の資質向上を図る。	充実
保育士・幼稚園教諭の資質・専門性の向上	子ども政策課 保育所（園） 幼稚園	乳幼児期における「学び」と「発達」を保障するために、職員の質の向上を図る。	拡充
保育実践の改善・向上	子ども政策課 保育所（園） 幼稚園	就学前教育・保育の実践プログラムの作成に向け、保護者・教師・保育士等のアンケート調査を実施し、状況・課題についてまとめを作成。 保育所、幼稚園、小学校の連携を推進。交流・研修会を実施。	拡充
子育て支援プログラム「ファンフレズ」	子育て総合支援センター 保育所（園）幼稚園	ファシリテータ養成講座を実施。	拡充
②保育体制の整備			
認可保育所の整備	子ども政策課	市内に合計10カ所の認可保育所があり、定員1,050人を確保。ニーズに対応すべく定員数を増加。	拡充
一時預かり事業（再掲）	子ども政策課	7か所で実施。 今後も事業の拡充	拡充
特定保育事業（再掲）	子ども政策課	3か所で実施 施設開所に伴い拡充	拡充
幼稚園の預かり保育（再掲）	子ども政策課 幼稚園	4か所で実施 ニーズ量に対応すべく拡充	拡充

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
③保育サービスの多様化			
病児・病後児保育事業 (病児保育) (再掲)	子ども政策課	平成 25 年 5 月より病児保育を実施 1 か所で実施。	充実
病児・病後児保育事業 (病後児保育) (再掲)	子ども政策課	4 か所で実施。 利用度が非常に少ない状況のため 検討	検討
病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型) (再 掲)	子ども政策課	4 か所で実施。 必要度が高く推進する。	拡充
一時預かり事業 (再掲)	子ども政策課	7 か所で実施。	充実
特定保育事業 (再掲)	子ども政策課	3 か所で実施。 施設開所に伴い事業の拡充	拡充
障がい児保育	子ども政策課	公・民すべての保育所・市立幼稚 園において障がい児保育を実施。	充実
延長保育	子ども政策課	早朝 7 時から 20 時まで開園 5 カ 所、19 時までの開園 5 カ所と保 護者のニーズによって選択しや すい延長保育事業を実施。	拡充
休日保育の調査・検討	子ども政策課	実施に向けて検討。	拡充
なわてふれあい教室	子ども政策課	市内の各小学校 7 校で親の就労 に関わらず、全学年を対象に実施	継続
④保育サービスの第三者評価への取り組み			
保育施設の自己点検	保育所 (園)	保育所の保健的環境や安全の確 保などについて自己点検を実施。	拡充
苦情解決システムの整備	保育所 (園)	公・民すべての保育所 (園) にお いて周知を図る。	充実
第三者評価の実施	保育所 (園)	公・民すべての保育所 (園) にお いて検討。	拡充

(3) 情報提供と相談体制の充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、身近なところで子育てについて相談できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

子育て支援サービス機関相互の連携を図り、親の子育てに対する不安にタイムリーに対応できるようにしていきます。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
①子育て・子育て支援のネットワークづくり			
ファミリー・サポート・センター事業	子育て総合支援センター	平成 26 年 1 月 31 日現在 会員数 459 人、活動件数 958 件	継続
子育て応援ハンドブックの作成	子育て総合支援センター 子ども政策課	平成 25 年度は印刷はせず、26 年度印刷を予定。	継続
子育てサロン・サークルの支援	子育て総合支援センター	サークル支援連絡会を 3 回実施。 イベント実施の支援を行う。 出前保育 8 回実施	継続
わんぱくっこ育成推進会議	子育て総合支援センター	田原地区の子育て支援状況の情報共有をするため平成 25 年度は 4 回実施。	継続
②つどいの場づくり			
つどいの広場事業	子育て総合支援センター 子ども政策課	4 か所で実施。	継続
なわてふれあい教室	地域教育課	7 か所において実施。	継続
公立幼稚園施設の地域開放	子ども政策課 幼稚園	継続して実施。	継続

(4) 次代を担う親の育成

次代の親となっていく子どもたちが、好ましい道徳性や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
①未来の「親」の育成			
乳幼児ふれあい体験	子ども政策課 保育所（園） 幼稚園	公・私立保育所、幼稚園において 中学、高校生体験学習を実施。	継続
母子保健と連携した思春 期性教育	学校教育課 保健センター	赤ちゃん人形等の貸し出しを継 続して実施。	継続
薬物乱用や喫煙・飲酒に 対する学習機会の充実	学校教育課 保健センター	全小・中学校において薬物乱用防 止教室を実施。妊娠届提出時に禁 煙啓発パンフレットを配布。	継続
②人権意識の醸成			
男女平等教育	学校教育課	性差感、性別役割分担意識がない よう教育活動の点検。	継続
人権教育プログラム	学校教育課 人権政策課	人権教育基本方針を内容とした 人権教育施策の実践。	継続
人権意識の啓発	学校教育課 人権政策課	行政職員研修会や講演会を開催。	継続

(5) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備 ●●●●●●●●●●

子どもたちが社会の変化の中で、主体的に生きていくことができるよう、知識・技術はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などまで含めた確かな学力を身につけられるよう、地域の実態を踏まえて、学校などで創意工夫をしながら、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるようにしていきます。

また、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう保幼・小連携を強化します。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
①子どもの生きる力の育成			
スクールカウンセラー (中学校)	学校教育課	4 中学校に配置、中学校区として活動。生徒の心のケアや保護者の悩みや相談などに対応。	継続
スクールボランティア (なわてフレンド：適 応指導教室)	学校教育課	不登校児童・生徒への支援事業を 実施。	継続
不登校児童に対するネ ットワーク	学校教育課	子どもサポート対策プロジェク トチームを設置して対応。	継続
渡日児童生徒の自立支 援	学校教育課	スクールボランティアを活用し て渡日児童生徒の自立支援。	継続
子どもの支援対策プロ ジェクト (教育相談)(適応指導 教室)	学校教育課	教育センターを立ち上げ、 教育相談・適応指導教室を運営、 推進。	拡充
問題行動への対応	学校教育課	児童一人ひとりの自尊心を養う きめ細かな対応を実施。	継続
課題を抱えた家庭への 総合的支援	学校教育課	子どもサポート対策プロジェク トチームを中心に連携。	継続
学校評議員の設置	学校教育課	学校評議員制度として、適宜会議 を開催。	継続
幼児教育の自己点検・ 自己評価	幼稚園	公立・私立幼稚園において実施。	継続
教員資質向上プログラ ム	幼稚園	教職員向け研修会を実施。 保・幼連携研修の実施。	拡充
保・幼・小の連携	子ども政策課 保育所(園) 幼稚園、小学校	公・私立保育所・幼稚園・小学校 の連絡会議実施。保・幼・小連携 を推進し・交流、研修を実施。	拡充
幼稚園の整備	子ども政策課 幼稚園	福祉と教育との連携連絡会を実 施。 認定子ども園の検討。	拡充

2 子どもの権利擁護の推進

＜子どもプロジェクト 基本方針＞

子どもの権利擁護を推進

＜子どもプロジェクトの取り組み＞

推進施策	施策概要	実施状況
引きこもり対策の組織化	市民参画の取組み体制の確立	平成 26 年度設立
子ども基本条例の制定	子どもに関わる取組みを制度化	平成 27 年度制定
子ども会議の設置	子どもの率直や疑問・意見を施策に反映	平成 29 年度実施

(1) 児童への権利侵害対策の充実

「四條畷市子ども基本条例」の理念や考えを踏まえ、子どもの権利を守る取り組みを総合的に進めていきます。

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図るとともに、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待親への指導、家族関係修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び今後の取り組み	平成 31 年目標
①虐待予防から予後の家庭支援まで			
虐待相談	子育て総合支援センター	市民や関係機関からの通告、相談	継続
虐待予防啓発	子育て総合支援センター	関係機関や市民団体などと児童虐待防止街頭キャンペーンを実施。 関係機関への個別研修の実施を検討する。	拡充
こんにちは赤ちゃん事業	保健センター	民生委員、児童委員の協力もと、生後 4 か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問を実施	継続
養育支援訪問事業	子育て総合支援センター	子育ての支援等が必要な家庭に、子育て支援員が訪問し、子育てに関する相談や沐浴やおむつ交換、遊び方など具体的な支援を実施	継続
世代間交流事業の拡充	地域教育課	放課後の時間帯を活用して放課後子ども教室の実施。	継続

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
要保護児童対策ネットワ ーク会議	子育て総合支援 センター	要保護児童対策ネットワーク会 議で研修を継続して実施。	継続
つどいの広場事業（再掲）	子育て総合支援 センター 子ども政策課	3 か所で実施。	充実
②虐待防止ネットワーク活動の充実			
虐待防止ネットワークへ の主任児童委員の参画	子育て総合支援 センター	見守り依頼件数：10 世帯（24 人） 定例会等：11 回参加予定。	継続
四條畷市子ども家庭サポ ーター連絡会（愛称：な ないろねっと）（再掲）	子育て総合支援 センター	子育て講座を 2 回実施	継続
③いじめ、体罰等への対応			
（いじめ、体罰などへの 対応）教職員の研修	学校教育課	いじめについて、毎学期に調査を 実施。 体罰については、職員会議などで 注意喚起。	継続
（いじめ、体罰などへの 対応）児童・生徒への相 談窓口の周知	学校教育課	継続して実施。	継続
不登校児童に対するネッ トワーク（再掲）	学校教育課	子どもサポート対策プロジェク トチームを設置して対応。	継続

（2）障がいのある子どもの施策の充実

障がいのある子どもとその家庭に対して、一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かい支援を行えるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、発達障がいを早期に発見するとともに、障がいのある子どもに関する情報の集約を図り、利用者のニーズに合った支援が行えるフォロー体制の強化を図ります。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
①地域で共に育つ環境整備			
障がい児保育（再掲）	子ども政策課	公・民すべての保育所・市立幼稚 園において障がい児保育を実施。	継続
人権意識の啓発（再掲）	学校教育課 人権政策課	行政職員研修会や講演会を開催。	継続

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び今後の取り組み	平成 31 年目標
地域で支えあう関係づくり	子育て総合支援センター 生活福祉課	小地域ネットワーク活動として社会福祉協議会を母体に援助活動中。	継続
保・幼・小連絡会（市町村障がい児関連施策連絡協議会）	子ども政策課 保育所（園） 幼稚園、小学校	公・民、すべての保・幼・小連絡会議を実施。 公・民保育所、幼稚園、小学校の連携の推進	拡充
②子育て支援の総合的な対応力の強化			
子育て関係機関連絡会	障がい福祉課 子育て総合支援センター	連絡会を年間 1 1 回開催、内研修会を 2 回実施。	継続
要経過観察児に対する対応力の強化	子育て総合支援センター 保健センター くすの木園	1 歳半健診フォロー、3 歳半健診フォローを実施。	継続
家庭児童相談機能の充実（再掲）	子育て総合支援センター	研修を受講し、相談機能の充実を図る。	継続
障がい児ケアシステムの整備	子育て総合支援センター 保健センター 障がい福祉課	くすの木園における療育の実施。児童発達支援センターへの移行などについて、庁内の障がい児施策検討委員会での検討を実施。さらに、子育て関係機関連絡会や障がい者自立支援協議会での課題の抽出と解決への検討を実施。障がい者自立支援協議会にて、課題の検討、ネットワークの構築を実施。	継続
③地域のリハビリテーション体制の充実			
地域リハビリテーション体制の充実	保健センター	乳幼児から高齢者まで必要に応じて関われる体制を整備。今後、児童発達支援センターへの移行に関連し、特に障がい児への体制強化を検討。	拡充
④在宅福祉サービスの充実			
ホームヘルプサービス	障がい福祉課	継続して実施。	継続
ガイドヘルプサービス	障がい福祉課	継続して実施。	継続
ショートステイ	障がい福祉課	継続して実施。	継続
デイサービス	障がい福祉課 くすの木園	継続して実施。	継続

ひとり親家庭等の現状（アンケート調査結果より）

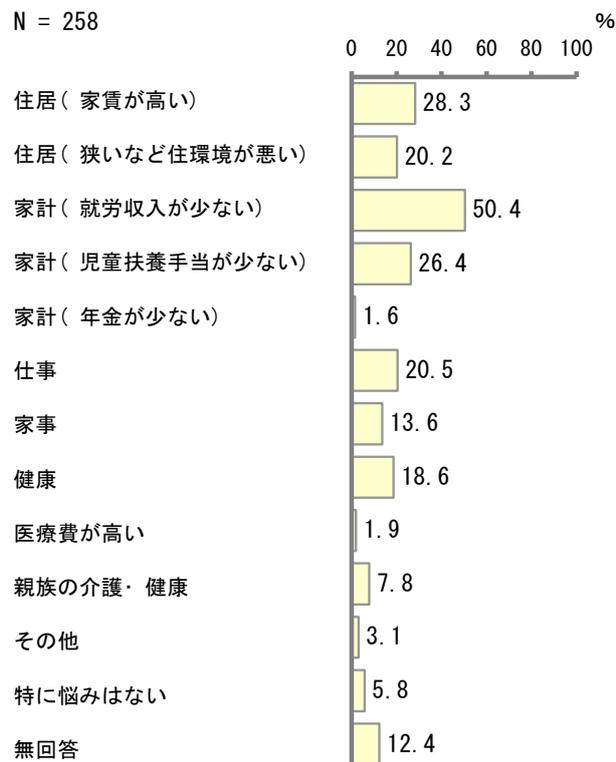
①自身及び子どもについての困りごと

自身の困りごとについては、「就労収入が少ない」の割合が50.4%と最も高く、次いで「家賃が高い」「児童扶養手当が少ない」など家計に関する内容が多くなっています。

子どもの困りごとについては、「教育・進学（経済的理由）」の割合が48.8%と最も高くなっています。

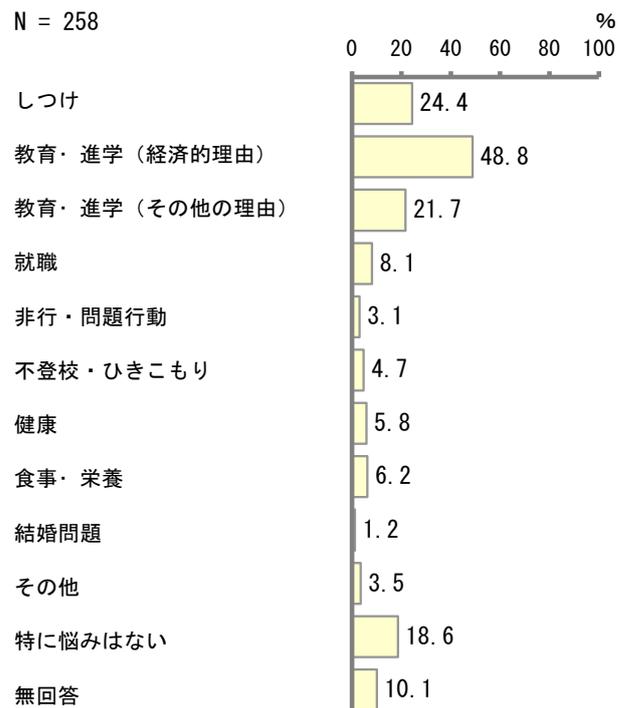
【自身の困りごと】

N = 258



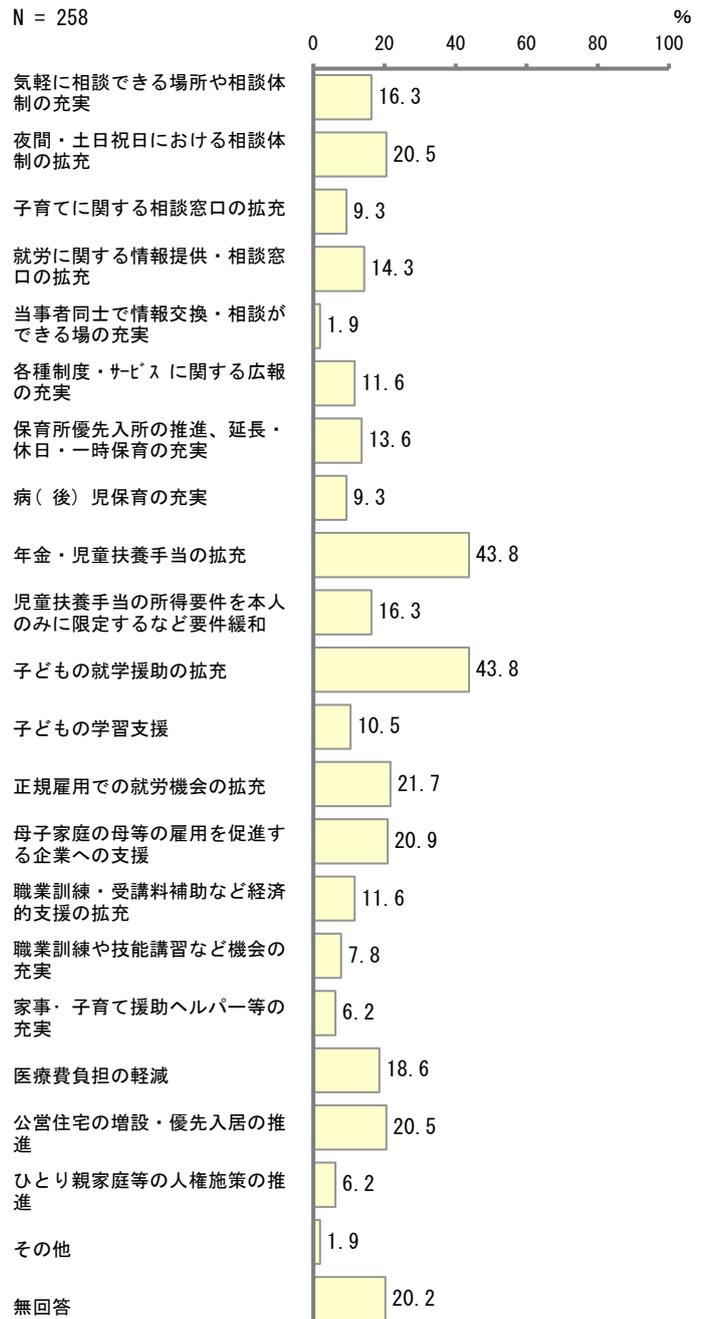
【子どもの困りごと】

N = 258

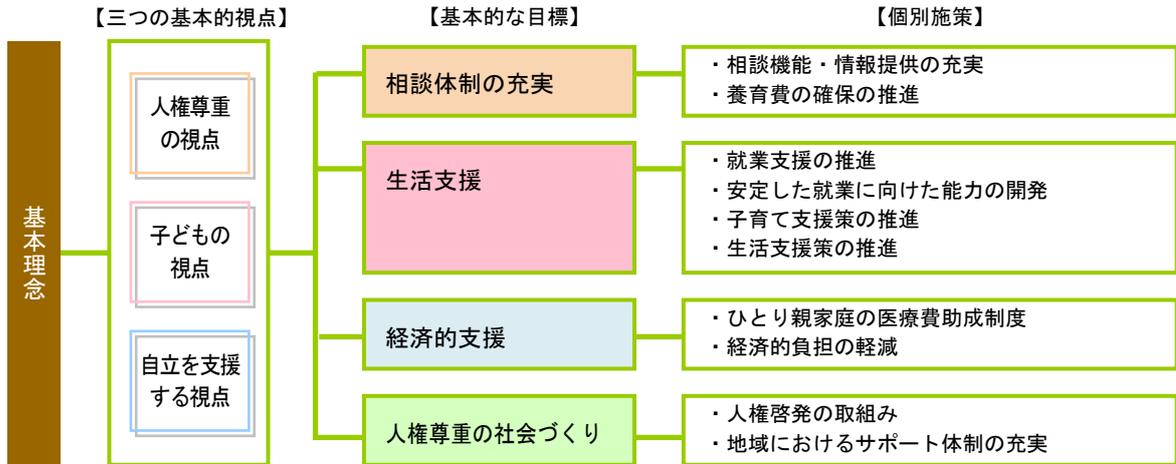


②自立や生活の安定を図るために望む支援策

自立や生活の安定を図るために望む支援策について、「年金・児童扶養手当の拡充」「子どもの就学援助の拡充」の割合が43.8%と最も高くなっています。



「四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」の施策体系



ひとり親家庭の個別のニーズに応えるとともに、関係機関と連携をしながら、ひとり親に対する相談体制や情報提供体制の充実を図ります。

また、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び今後の取り組み	平成 31 年 目標
①ひとり親家庭に対する相談体制の充実			
相談体制の充実	手当医療課	母子自立支援員を配置し、ひとり親相談体制を確立。相談体制や情報提供体制の充実を図る。	充実
養育費の確保策の強化	手当医療課	養育費の取得促進に関する啓発や相談などの支援を行うための母子自立支援員を対象にした研修を推進。関係機関との連携を図る。	充実
②ひとり親家庭に対する生活支援			
母子家庭自立支援給付金事業	手当医療課	高等技能訓練、自立支援教育訓練給付の実施。生活基盤の確立に向けた情報提供を行う。	充実
父子家庭等介護人派遣事業	手当医療課	大阪府の母子家庭等日常生活支援事業と連携。	継続
③ひとり親家庭に対する経済的支援			
児童扶養手当	手当医療課	国の制度に沿って母子家庭、父子家庭を対象に実施。相談体制や情報提供の充実を図る。	充実
ひとり親家庭医療助成制度	手当医療課	大阪府の制度に沿って医療費助成を実施	継続

3 母と子どもの健康の確保と増進

＜子どもプロジェクト 基本方針＞

子どもの健康増進を支援

＜子どもプロジェクトの取り組み＞

推進施策	施策概要	実施状況
子ども医療費助成制度の拡充	子どもたちの健やかな育ちを側面から支援	平成 27 年度拡充
親子で健康チャレンジ	親子での健康づくり活動を支援	平成 26 年度実施

(1) 健診等と連携した子育て支援

妊婦健康診査・乳幼児健診等の母子保健における健康診査、新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業等の訪問等の充実を図り、健康相談・健康教育等に繋げ母子保健事業の一連の流れの中で子育て支援の充実を図っていきます。また、これ等を通じて必要な支援につなげられるよう関係機関との連携の更なる強化を図ります。

乳幼児期からの食生活は生涯を通じての健康づくりの基礎となるため、健康的で主体的な食習慣が形成できるよう健康相談・健康教育等さまざまな機会を通じて食育を推進します。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
①健診等の推進			
乳幼児健診の充実	保健センター	4 か月健診、1 歳半健診、3 歳半健診など継続して実施。	継続
こんにちは赤ちゃん事業 (再掲)	保健センター	民生委員、児童委員の協力もと、生後 4 か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問を実施	継続
②「食育」の推進			
食に関するネットワーク を活かした事業	保健センター	市民のつどい参加、食育媒体なわてレンジャー着ぐるみの貸し出し、ぱくぱく通信の発刊。	継続
「楽しく食べる」食生活 の実践	保健センター	だしのとり方、伝統食等の食育クッキング講座の実施。	継続
育児・栄養相談	保健センター	栄養相談 (110 人)、育児相談 (515 人)	継続
親子クッキング講座	保健センター	2 回実施 (40 人参加)	継続
キッズ講座	保健センター	3 回実施 (63 人参加)	継続

(2) 子どもや母親の健康の確保

妊娠期、出産時、新生児期及び乳幼児期を通じて、子どもや母親、保護者の健康が確保されるよう、妊婦健康診査、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、相談、訪問指導及び事後フォローの充実を図り、疾病や障がいの早期発見に努めます。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
①子どもや母親の健康の確保			
にっこにこ教室	保健センター	育児教室事業を 3 回実施。	継続
タッチケア教室	保健センター	赤ちゃんの発達の促進と情緒を安定させる親子のきずなを深めること及び交流を目的に 6 回実施。	充実
乳幼児健診の充実(再掲)	保健センター	4 か月健診、1 歳半健診、3 歳半健診など継続して実施。 発達障がい児等の早期発見のため、問診項目等内容の見直しや未受診者へのフォロー体制の強化等更なる充実を図る。	拡充
家庭での事故防止の普及啓発	保健センター	継続して普及啓発を実施。	継続
②小児医療の充実			
予防的取組みの充実	保健センター	予防のための知識の普及を図る。	継続
小児医療に対する情報提供の充実	保健センター	新生児訪問、まめぴよ教室、4 か月健診などで周知・啓発を実施。	継続
こんにちは赤ちゃん事業	保健センター	民生委員、児童委員、保健師、助産師が生後 4 か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問を実施。	継続

4 家庭と仕事の両立の支援

<子どもプロジェクト 基本方針>

仕事と子育ての両立を実現

<子どもプロジェクトの取り組み>

推進施策	施策概要	実施状況
子育て人材バンク制度	カテゴリや有資格別に人材を登録	平成 27 年度実施
ファミリー・サポート・センター利用補助	住民同士で気軽に育児支援	平成 27 年度実施
子ども情報サイトの創設	子どもに関する情報を集約し、気軽に利用できる交流の場を整備	平成 26 年度開設

(1) 男女共同参画への意識づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援など新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施と、さまざまな啓発活動を通して、男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び今後の取り組み	平成 31 年目標
①男女共同参画への意識づくり			
男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発	人権政策課	男女共同参画週間にセミナーDVネットワーク会議開催。 男女共同参画都市宣言記念事業講演会、フォーラムを実施。	充実
男女共同参画推進計画進捗管理	人権政策課	男女共同参画推進計画について、男女共同参画審議会で進捗管理を実施。	継続
男女平等教育	人権政策課	男女川柳の募集や男女共同参画講座を通して啓発を実施。	継続
人権教育プログラム（再掲）	学校教育課	人権教育基本方針を内容とした人権教育施策の実践。 26年四條畷市教育振興ビジョンに基づく人権教育施策の実践。	充実

(2) 就業環境改善への働きかけ

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行うとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

また、特定事業主行動計画の推進など、事業者に対して働きかけを行っていきます。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び 今後の取り組み	平成 31 年 目標
①就業環境改善への働きかけ			
事業者への啓発活動	産業観光課	商工会等の関係団体協力のもと事業者に対しチラシ等で周知を実施。	継続
	人権政策課	男女共同参画事業について事業所人権連絡会に後援協力を要請するとともに各事業所、職員に周知を実施。	継続
四條畷市特定事業主行動計画の策定	人事課	妊娠した職員や子どもが産んだ男性職員・女性職員に対して特別休暇等の取得促進を図るため、制度や取得方法について周知する。	継続
②子育て中の親に対する再就職支援			
保育付き再就職支援講座の開催	産業観光課	パソコン講座を引き続き実施し、就職支援を行う。	継続
商工会ホームページへの求人情報の掲載	産業観光課	公の場所における掲示や、電光掲示板を利用して情報を提供している。	継続

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ●●●●●●●●

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の意義および重要性ならびに市民、事業者、行政が一体となって取り組むことの必要性について啓発を推進し、その定着を図ります。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び今後の取り組み	平成 31 年目標
①ワーク・ライフ・バランスの啓発			
男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発（再掲）	人権政策課	男女共同参画週間にセミナーDVネットワーク会議開催。 男女共同参画都市宣言記念事業講演会、フォーラムを実施。	継続
男女平等教育（再掲）	人権政策課	男女川柳の募集や男女共同参画講座を通して啓発を実施。	継続
②保育サービスの多様化			
病児・病後保育事業（病児保育）（再掲）	子ども政策課	平成 25 年 5 月より病児保育を実施。 1 か所で実施。	充実
病児・病後児保育事業（病後児保育）（再掲）	子ども政策課	4 か所で実施。 利用度が非常に少ない状況のため検討。	検討
病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）（再掲）	子ども政策課	4 か所で実施 必要度が高く推進する	拡充
一時預かり事業（再掲）	子ども政策課	7 か所で実施。 施設開所に伴い拡充	拡充
特定保育事業（再掲）	子ども政策課	3 か所で実施。 施設開所に伴い拡充	拡充
延長保育	子ども政策課	早朝 7 時から 20 時まで開園 5 カ所、19 時までの開園 5 カ所と保護者のニーズによって選択しやすい延長保育事業を実施。	拡充

5 子どもが安心・安全にらせるまちづくり

<子どもプロジェクト 基本方針>

安心・安全な環境を整備

<子どもプロジェクトの取り組み>

推進施策	施策概要	実施状況
公立保育所の大規模改修	快適な環境のもと、健やかな保育を実現	平成 26 年度実施
公園遊具の更新	安心・安全な公園遊具の提供	平成 26 年度実施

(1) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が安心して外出できる環境整備に努めます。

また、より子育てしやすいまちをめざして、公園の整備、公共交通機関のバリアフリー化などをすすめていきます。

事業名	担当課	平成 25 年度の現状及び今後の取り組み	平成 31 年目標
①安心して外出できる環境の整備			
道路・公園などでの点字ブロック敷設・歩道の設置とフラット化	建設課	歩道整備延長、点字ブロック敷設。	継続
公共施設・民間施設のバリアフリー化の推進	建設課	公共施設の改修。	継続
交通安全の推進	子ども政策課 保育所（園） 幼稚園	警察から保育所・幼稚園に出向いてもらい安全教室を実施。	継続

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

子どもを事故から守るため、交通安全に関する教育を行うとともに、市民の自転車の運転マナー、交通安全意識の向上を図っていきます。

また、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進し、危機管理を強化します。

1 行政機関の連携

平成27年から始まる子ども・子育て支援新制度の取り組みに向けては、新たに「子ども・子育て実務者会議」を設置しており、0歳から18歳までの子ども・子育て支援に関わる事項等について検討する場としています。

本市では、これまで子育て・子育てに関わる機関を中心に構成される「子育て関係機関連絡会」において、子育て支援に関する幅広い討議が行われていますが、子ども・子育て実務者会議は、これら連絡会等の上位組織として位置づけ、子育て等に関する見解や方向性を検討したうえで、諮問機関である子ども・子育て会議において諮っていくなど、子育て・子育ての支援施策などに対して、市民にわかりやすい施策の展開を進めていきます。

なお、計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。



2 市民や地域との連携

子どもや子育て家庭をとりまく、保育所、幼稚園、学校、地域住民、事業者など多様な主体が、それぞれ責任を持って子どもの育ちをサポートしていく体制の整備、そのために必要な各主体への呼びかけ、啓発、参加促進、環境整備などを行い、市民や地域との連携のもと計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「四條畷市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

P=PLAN（プラン）
（具体的な施策など）
D=DO（ドゥ）（実行）
C=CHECK（チェック）
（点検・評価）
A=ACTION（アクション）
（見直し）

